葉隠

自十
到十一

063
7-6 止

葉隠聞書　十　（並異國他國之噂并由緒等記之）

一甲斐ノ信玄ノ家中ニ士論と喧嘩と相止られて候故ニ不掛し論付ルと傍輩頭付引止けられ勝頼代ニ諸是ら士佳蚤て信付中し信玄守石信負ハ無之武道と云れ乃来を男さらり冥加ニ尽しらり去れく八幡不中し入まてのこの面人芸ニ体ニ不移し事ハ引止けられ喧嘩ハ退散なり

一由井正雪之丞ニ杉原ニ出法依ハ国縁性と云ハ大富小富ハ巻出ホし法を交事毎ニ事もなく其毎ニ事もなく本懐一通を覚えなく故事ニ合して心し流ニ倣ひ事く此時写ひ事ニ節目足と威て出べく筅を国縁性と云ぞ剃

一大事之場ハ此時之身ノ上ニ謙を身ニ大息を寛の亊其居悉をおつ伏出ト網事なく又上衆ニて以附身塚津を付れハ分解之

小山蔵書

60-10644
図063
7-6 止

一阿字秘入ノ文　後生ニハ第八心王命根識圓満能生等

一（さうぢやうと云事蔵ニ出たり）安法口決文言（出入大國之）鄭子産末朝國家之治ノ極と云人ニハ子産ヲ云仁政ヲ行フ
ありし佛光國家ヲ治ル母とに仁道を行ふ事ハ子孫の為なり
なきものと手れハ母たる也よりて本末の事ニ至ル仁政成ものかく
きらしまを政とするらし綱愛と云ハ度の出事ハ八系と綱愛
して悪るの出生の極ニあり悪事の出生てらし綱愛あれハ
こらもとかけたる心（づ）として大ハ肌を廣ふもの也と知る也大ハあやまちを
あるものハめし水ハ人を安ならしむ故ニ溺死するもの多しと云ハ水也

一或人理ノ如くらの形を知りて云一を形と云ハ理ハ角なる者の極
まもて已ありくる事ハ如ハ見き也之吾悪形ニ不得而と不定まる本
始之と云一し

一義経云此上語ニ対肉身領かしるし此ハ内ニハ宝満諸法なるを

此遊茅ハ心宗ノ作也　霊山云付ふ

一物意ありし時いろはとくくてなめらしくしても清濁
して云ひ升あん　村也れ言之

一禮義ノ大意始終ハ早ク中ハ神ニ仕也　三吾ノ出處を知て又備も
此引作らしかく

一嶋原きりしたん蜂起ニ付　板倉不暮ニ付て被落城にて和束
延引ノ間伊丹播磨守御下知　御系ハ松平伊豆守一人ニ宗介成
備後守と嶋原ハ上使井人丸ハ被叶て取らし不成ニ而細出陣
法度ニ在家ニ在僕未発足ニ付　宿元守工此也　叶ふ所往ル義ニ以来
之而甚　御城よりも　直ニ在之有馬氏共ニ而上則時ニ論候　此ハ
叶ふにてた仕とうしてかたる伊豆守ニ成守立て不及ニて海後与之方女
有馬下向ニ不及首ニ付備後守下之伊豆守方三とも致
付此ノ先を鋤されん而て向と向ニ至り候　然ル上ニ伊豆守と

子柴馬と引出入しより於是ゟ出られ　又隠岐守水野志摩守掃部
あやまつて佐渡守を先ニ込と云候ゟ酒井大炊頭死去時分御供
一言とも御位ニ而仕合（了人之）分極く候而御待有之と有様之
萬之御文進上候而付柴馬ハ相知候ハ十分ニ而申渡候ハ御取立候
共年し而ハ多くなり候御取立ニ成る様ニれ共一並董ゟ成候而
佐渡守御同名之分者之事ハ御勤と付候而時　　佐渡守事を加せ
中頃にハ　佐渡守も本志同名を召出之御同心番等も散候　ゆと相成
御中ニ御座候而時ハ一並也ニ而悪人とて一世中年中高く不忠之
又十方今ニ悟共ニ而本多上野之瀧達成候　取御醉厚と
悟共ニ而主君の脇を御出ハ不成主君の外御勘ニ而取立出ゟ
之ハ少而一身の忠ニ主を忘ハ忍ニ候せられ候ハ佐渡守
忽御心ニ而ニ而御隠岐守ハ事ニ而行ハ本志と引ハ而御人の
数ニ而て佐渡守之引渡ニし　二男御理之父子前後御座候也

一秀忠公之御時相州大久保相模守と本多佐渡守上野介父子は
条勤し本多相模守ハよく／＼人ニ自分ニ勝候ニ而本美し雖ハ左
衛門ハ山口但馬と佐渡守ニ而御法書（?）御成被下御詫言達　上意
不仕御家来に候ハ相模守ハ事ニ而御同心衆ニハ大久保相模守へ
忠入（?）御座候て公衆ニ而様子全本美し候而御学達ニ而あり
丈と様ニ候而拝御座候ニ而外江戸表ニ而拝ニ山口但馬ニ成候と
とかく忠義之者共を能く被召上候ハ猶大人数ニ而有之然ハ
忠義し候ハ相人数人有之事ニ而御政道ニ分拝く致候ハ此儀為不
候如何ニ候時御建議ニ而御家来ニ候てかし相模守御座候
数ハ多く御座候ニ而是非ニ而ハ本多之通具ニ而御　様子之達
此所（?）ニて家康公へ中ニ而仕事ニ而ハ天下御政道日本
ニより将軍ニ仕ニ御法何り時分ニ而隠人等人ニ而大久保
相模守を改易ニして御法度ニ時分　相模守ハ本悪君と成ニ候

大久保彦左衛門申し然ハ秋元も真之ト今ニ至迄も御感被成候ニ付

被申しなかと先へ懸ハ継申し其後も其上ニ其分

可致しなと私ハ若キ時も其分ニ候ハ寛元ニ右様申候

一 彦左衛門ハ五十ニ而申し置不足志ハしハ申し其様御感

丈夫之者ニ而理を推ニ候ハ天理ニ可叶事と左様申様ニ

了仕しなし其時相模守之後ハ独り居ても不苦候と申し

中分之者之て寛元も年死不致しなし申し江戸ニ而天下ニ

出身可死と存事ハ御家之流ニて失申候也

一 家康公之御時と存之人ハ明日 御城不出之御道筋道筋

付之人道内ニ大名衆之一族ハ引退候て其外出候申ハ

中ニ出ハ相伴之衆ハ申しても引退申し候所ハ早退し推理て

上ニ右之者ニて有之合ても申され趣ニ候ハ南光坊ニ

これハ右井大炊頭之ハ外ハ家事也 大人ハ何事も家康ニ

成り申し程ニ而も出申し奉ニ候 明日之 御城を被出候ニ付

之申 御城御出し也

一 太閤秀吉其云ニ始者之字木下藤吉郎天下ニ而諸侯ヲ被仰ハ

豊臣秀吉公ハ関白ニ而秋津之女人と申ニ而候ハ

一 字之者ニ而被申ニ而之ニ入て勤も名乗ハ殿下と

付之ニ而之ニ而存之て 御上ニ而秀吉之御名乗之 仍而

秀吉と名乗へしと云之由ニ候

一 本多佐渡守正信 元和二年六月七日卒 七十九

本多上野介正純 寛永十四年三月十日配所出羽由利ニ卒 七十三

大久保相模守忠隣 寛永五年六月廿七日江州ニ卒 七十六

一 筑後久留米城主 前代ハ 名字毛利

秀包 始元服 世ニ久留米侍従ト申し 小早川隆景養子 元就末子

一 又四郎殿ハ 名字十郎と申

酒井雅楽頭殿ハ 中務殿之中也十三

お勤候て何か勤番ニ御直ニ修理ニ御目見候て何事も出来候て代等も在候ハ
親類之内役を被仰付候ハ下々迄一人ハ名字を聞候年より候ハ
十五ツ程先祖より先祖御為ニ鳴尾退口七人之内ニ随一之戦功
御座候間中野又兵衛御為成之御家ニ御座候母方叔人ニ及家来

海音寺和尚伝之　川宗
一 大坂之沢庵和尚源仁安名透鉄之者を聞追家来ニ知行ニ召之
差置候て御供を請返申候程経に付ても和尚様仕候じ上る
和尚申候ハ安名ハ人をとることなる人ニ許人を触人々と申候かのこと触れ
沢庵之間ニハ触不被成ん事ニ申趣意のうち人を以ゆめゆめ不覚めしれ
て御邪魔致し悪人も自惚ちくどものそれ程しい者にて仕ふて無之候とせ

一 井伊直政ハ中務之事候て直政ニ御覚之家来ハ不器量之
者ハ家を除て御前へ不出之由をすて定而ハ是非ハラ腹し候けれを
使者ともの家来ハ不器量之者をも家督に致させし叶なき事ども

妾腹候ゆへ器量をえらみ定て家を継せ候に忠勝嫡子
右近ハ直継不器量之由忠勝相下源太郎ハ器量候故右
家康公へ願ひ候処何とも申候太近殿を引越せよとて御
公儀より別紙ニ万石ニ別ニ拾万石を右近殿ハ源太郎も残ホよと
引越せ候ハ右近殿ハ家を継ぎ候て七拾六万石
其後例ニハ今ニ松下殿殊ニ相勤申候

一 井伊万千代殿御小性の時御国坊衰之由御醒物召候万千代殿芸盃を
下され候と申候て御請申候て御脇へ出候と云て又或時
家康公御草履取大六人之内退出老臣被仰付
社院ハ御意ニ而非供あまの脇を御取持候て草履取ニ与へ候
所載ハ万千代殿一人ニ被仰候
家康公御意ニ而せ候て
御敵取ニ付候て時ニ馬を渡し候而御馬廉を御取候時御合戦之
之御敵取をとりて被申候宛先へ乳巫ケ下申一七時

其一人ハ諸葛ノ討死ニ付て一生ニ而延の條死後ハ上下奈陵ニ
経て後嗣無之ニ付ても家臣ニも勇士ニて後ハ先ニ而無之は
或時ニ戦場ニ而家ノ手ひとく働きまてを　家康公より御感状
其事もし家ノ家老勝く　抜出しがく得ニ御召し今ニ而も其子孫を
別時ニ而御召被成候とり御用ひ候由之

一堀田加賀守殿ハ小性ニ而家ノ志ふとききんとる　つれ／＼て居る大名
手焼之御ところ御云いつも向かいて居る大名を見届ニ而残数ニて尋
ニ而も其れにも有く大名をえもしく思見焼入ニ御座候
其由御家光様御射御覧ニて御気にそへし右是

一由井松雪ハ紀伊国浪人ニて江戸ニ而軍学ニ者ニて天下ニ大望を
起天下之人を松雪ニ従ニ而家ニ不限　所々ニ而申しこの方ニ住たりし
其子ニ丸橋を弟子ニ者ニ悪徒ニ而弟子ニて候也　内幅
是を出世大望を集メ申し　其ノ所持ニ有てよく申ニ申し由ニ

日本ニ而ハ知恵ぬけ集りて中ニ　昔ハ文松雪か風聞ニ諸人知ルと申し
申し或時大将も大事とて或時ハ其方を立ても江戸中ニ乞食
諸国ともえんさ申し又八方ニ而も集儀致し候ても諸ニ松雪が図をとり
申しも是之　自然狼人合をも入ハ色々申しとあるも御しも成兼而者
其一ニ其子ハ丸橋忠弥と申ハ江戸ニ而も惣ハ江戸をも三御茶屋ニ
道火を付ニ而者根と相討ニ江戸ニ火ニより候得て江戸ニ而若
今晩ニ一揆ニ而其者人道ニ申しも其子ニ居る者是者ニ可ニ江戸ニ而討
等ノ御事之　又人々御出之　誰ニ而ニ討候人とかし申し候ニ
其人ハ早別人ニ出合茶屋道火を退き　従其当座えんさく忠弥ハ裏口
出ル所を御待とて入申し　松雪ハ若根ニ　火ニも入んと御坂ハ別段ニて
見張ニて　後ハ其家ニも御座候所　又付ニ而御井太郎兵衛ニ而居候中人ニ及
らくしハ松雪ハ病気ニ申し入て丸橋ニ連立ニ　其ニも其也丸子丸を連
刀をとりて殺候人ニ而候て見申し　目の前之所ニ付ニ何時ニ至

ちらし紙細引ニ而結し置、家内を弐竃も迷惑申しけるかけ入候處、右家内
松蔵右之かけ入候儀を書付を差出候処、彼松蔵差戻し候処、右之
者申し出ニ付、松蔵之首を相渡申し、此段も合點致し候而、右を
討申し来候ニ付、自害仕候ニ付、御手入被成申し、一刀ニ斬つけ候へは
討ち付けられ、竟ニ成敗し、[illegible]嫡男[illegible]切腹致し相果す
申し候、[illegible]松蔵仕候人数ニ時若松屋ニ而[illegible]
一郎右首を付て刀持中村氏も御座敷参りしる由

一右松蔵一揆騒動之儀ハ世之宗門之大公教人ニ而申し出候へ共
紀伊中紀伊国様松蔵を出し大切之大将ニ相成候由仕廻有之候へ共
申し扱候事中々御念入候ニ付紀伊国様[illegible]頭違之旨之文
之許代官之者共ニ而[illegible]御当中迄掛申し大切ニ付仕候而
御念達一ヶ年[illegible]之文を見候処ハ謹之旨一本取出し[illegible]
御主ゆへして[illegible]続評判被[illegible]

庄中藤兵衛と申し一ヶ年之者掃部殿名主ハ内金[illegible]
たし紀伊殿へ[illegible]之御扱ニ名主御届之一ハ
訴人数多御紀伊殿へ了簡致し合紀伊国様御当家之掃部殿之
史ともニ之[illegible]御扱紀伊国様御出府[illegible]
南[illegible]紀伊国様[illegible]
連[illegible]之御[illegible]
[illegible]紀伊[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]藤兵衛[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

上様ニも殊之外鉄舟[illegible]やし　不審ニ存御機嫌伺之旨申しと
ニ候処御前ニ而無様ニ被仰候　鉄舟不残申上候
候ニ付亦御前ニ付何卒[illegible]一ハ存旨ニ被仰
ニ而ハ天下を治ル事可相成由申上候　一ト通リ委細申上国家
保護ハ拙者共御任セ可被下　鉄舟ハ先年来初ニ御用
付テ天下之御為ニ而一身一命ハ不惜旨申上
事ニ付御感心一命ニ鉄舟一人被仰付御用[illegible]
西郷太田文隆盛ニ面会し[illegible]　感入申候　御国家ハどこ迄[illegible]
表向ノ御沙汰ニ御任セ被成候而一ト通リ[illegible]
東征之[illegible]ニ[illegible]申上候様申し[illegible]

一　翌慶應三年西江戸大火ありし時[illegible]大[illegible]之[illegible]大[illegible]
御座候し御[illegible]大公出頭国ヘ上リ[illegible]ヲ[illegible]
御[illegible]一ト[illegible]上リ[illegible]出申し　此様子を御前ニ而[illegible]

御城ニ者櫓より大筒砲二両放され候　此者上下力付来候ものし
御前ニ而出人[illegible]し御前ニ而[illegible]　上様御前ニ而
御前ニ而[illegible]鉄舟[illegible]ニ而御前[illegible]
火かゝり[illegible]　於御前三日ニ而[illegible]御前二ニ而[illegible]中又一説ニ此火か
[illegible]中[illegible]上[illegible]御前[illegible]ニ[illegible]

一　小野鉄舟[illegible]撰[illegible]之　次男鉄[illegible]ニ[illegible]
　　[illegible]

鉄舟
「鉄舟ノ常舟
　鉄[illegible]ノ鉄[illegible]

一　戊辰之際城ニ付城ニ而[illegible]一身一人ニ而[illegible]
城を[illegible]城を[illegible]城ニ而城ヲ下
[illegible]一身一人[illegible]鉄砲を[illegible]之[illegible]
[illegible]失ニ[illegible]城ニ

おとろへしことこそのことなりし

一 寛文七年浅井家之城主ニ而[illegible]と云者之節[illegible]仕置不足候之

所ニ[illegible]付ニ隠之悪（アシ）政有之[illegible]之城渡之時浅井ニ而

ころ之 [illegible]おとし（左門者之）人之城渡之時ハ行列ニ而[illegible]之進退

大将ニ而[illegible]之由之）右様請取之[illegible]向ひ行列ニ而[illegible]

浅井家臣小家ニ 上使ニ而[illegible]水府ニて

裏桃ニ入水申候ハ其人一人ニ而[illegible]入候所ハ[illegible]上ニ而[illegible]

申付ル上意之ハ其人申しハ七年ニ而[illegible]家之上ニ[illegible]

申ニ配流ニハ是ニ而落度浅井家ニ 上使[illegible]申し[illegible]

家之人ハ[illegible]相ニ而[illegible]浅井家ニ而城ハおゐて

申ものハ法ニ而申し[illegible]申し其人[illegible]申年

是申候若子ニ而[illegible]首[illegible]殺之儀と相定め[illegible]能

世ニ而其を見せ候而[illegible]城を[illegible]申儀ニ候へ共[illegible]

[illegible]浅井時ハ[illegible]事[illegible]理[illegible]仕置[illegible]と[illegible]

親成ニ而是一ツ而[illegible]又[illegible]時ハ[illegible]主人ニ而仕置[illegible]浅井

主人之首[illegible]親成[illegible]二ツ[illegible]又[illegible]

時ニハ[illegible]死[illegible]ハ妻子と[illegible]妻子安[illegible]と

[illegible]親成ハ是二ツ[illegible]時ハ[illegible]浅井[illegible]

[illegible]ニハ[illegible]家中ニ[illegible]息[illegible]進退出て

是[illegible]一統中[illegible]是[illegible]

[illegible]遊[illegible]妻子と切[illegible]

[illegible]由

一 [illegible]所 [illegible]文[illegible]

親[illegible]武[illegible]文[illegible]書[illegible]

[illegible]文法と[illegible]武[illegible]進[illegible]

相違[illegible]代[illegible]由

一八歳御城ニて浄土宗中寺へ遣され候処　男世上濃ゆかしく法師ニ不成候而武者法
無用しけれハ不届として京中より濃州へ追出され世上ニ風与仕れ候
不審しられ中ニハ猶又親類共世人ニ立まじく而五百両ニ因而浪人ニ任せ候ニ山井
大坂所々ニ而侍して後ニ方々ニ奉公仕候へ共守り少しく浅井と申ハ世上ニ名高き
三九宗之命ニて奉公中ハ存知ても浄手事ハ猶又浄判にて立て帰り候事が成就仕れ
申ハ世上ニ浄判ニ而命を御奉公致し候ニ付而中々申事かなしと存し候而も秀吉ノ事ニ而
四季参内之人々ニ而ハ申ニ出

石田軍記ニ曰

一太閤秀吉公ハ尾張国（中ニ愛知郡）中村ニ出生　松下嘉兵衛ニ仕へ名を藤吉と云ノ自
（羽柴筑前守）秀吉ト改名　信長公ニ仕へ後ニ従一位関白ニ成
居城ハ京伏見大坂摂津ニ移ル秀頼ヲ生ム関白を譲り京聚楽城居
（二千石伏見大坂随所ニ居を称す）

一太閤之妾ハ浅井備前守ノ女　文禄之年　秀頼誕生　同弐年

八月三日内安産秀頼大坂城中ニ誕生也ニ付御名後号
大坂君と云ふ女乃秀頼ノ乳母なり　一二八ニて産候て
并右ノ御子是君誕生秀頼公と申せしなり

一文禄四年　六月八日石田三成讒言ニ依テ秀次公ハ高野山ニ入出家道意と
号す　同七月十五日自害　上使福島左衛門大夫池田伊予守
殉死一家臣ニ　小性山本主水（十九才）具三十郎　不破万作（十七才）
先ニ切腹ス　并殉死ノ者ハ秀次ノ女房ノ外猶してて追腹之西堂伊坊主追腹之
木村常陸介其外熊谷大膳　白井備後　阿波木工　追腹之

一同八月二日三条河原ニテ秀次公ノ若君仙千代丸（五才）百丸（四才）御十丸
土丸　四　姫一人誅之　上﨟一ノ台ノ局　小上﨟　お辰子　お亀子　おむ子
山口少将女　おちやあ子　お佐子　お今子　お伊佐子
阿世子　小少将子　東ノ後家　妙元尼　お多子　お菊子　お尚食子
お松ノ子　お伊佐子　お古保子　お佐久子　お竹子　お乙ノ子　お前ノ子

於牧ノ方　於山ノ方　於松ノ方　於綾（アヤ）　於輕（ヒカヽ）　於三　津保見　於糸母

右三十九人隨之

一 慶長三年八月十八日太閤薨去 六十三才 東山葬号豊国大明神

一 同年秀頼 七才 六月十六日 家康公大坂政道定東下向上杉景勝為

退治之為供一万余騎

一 大津城主 京極宰相高次 秀忠公ノ御縁之 松ノ丸殿ト申ス

一 石田治部少輔三成ハ 江州石田村地士佐五ヵ子佐吉ト号ス 近里寺ニ居

小性ト成ル太閤ニ寵愛従ハリ後江州佐和山 廿万石之

一 関東下向之大名越勢 廿万八千余騎也

一 大坂之陣 十二万三千八百余騎 七月十五日発足

一 家康野州小山ニ泊ル 此段家人ヨリ大坂被逆 おもむき申之

一 七月十七日細川越中守忠興妻大坂ニ在テ自害 女子十才 男子八才 殺害

小笠原少斎 河北石見 三人自害ス 乳母二人 女中七人 夫々入テ死ス 此外家人侍

城中ヘ入下三ニ依之

一 若狭少将勝俊ハ 太閤政所之舎兄 木下肥後守家定ノ子ニテ（伏見之城ニ罷在ル処ニ家康東ヘ下向之跡ヲ守ル）

筑前金吾中納言秀秋ノ兄　家定ノ庶子木下宮内少輔ハ兄ト

不和ニシテ加藤清正ヲ頼肥後熊本ニ在 太閤逝去之後 肥前ニ寄テ

住所洛中ニ隠ル

一 細川幽斎ハ籠城ノ時石護屋在陣 古今之伝ヲ烏丸光広卿ニ

許しまゐらせし時の哥

人乃心ひくゝや八洛も絶して二度かへせ和歌の浦浪

藻塩草かきつめて流し跡前とかへせよるべの波

光広卿返哥

万代も朽し名の跡しるしとて伝ふる浦のはて

出歌陣の時家を召されける時 光広卿

いはそれとひとつかゝる出名の二度迄御法の跡

（いつまでく[illegible]）[illegible]し　幽斎
浦[illegible]光を添てむかしの名あけてし[illegible]
（とふね[illegible]のは）

一 田邊籠城之時　三条西實條（[illegible]也足[illegible]）烏丸光廣[illegible]下向　勅令
實條[illegible]源氏物語[illegible]二十一代集口傳ノ切紙[illegible]ノ三部
入レ[illegible]八宮ノ大事ノ[illegible]時　幽斎
古も今もかはらぬ世の中に心の種をのこす言の葉

一 尊氏十二代ノ後胤義晴　公ノ男藤孝之母ハ[illegible]賢ノ息女ニて
（イカ）[illegible]之母後ニ三淵伊賀守ニ嫁ス藤孝ハ三淵ヵ子ト[illegible]
[illegible]細川[illegible]元常藤孝ヲ[illegible]七[illegible]ハ前藤孝[illegible]
[illegible]ノ[illegible]切[illegible]也　[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]中納言[illegible]三十一万石[illegible]

一 真田安房守昌幸ハ宇多下野守ヵ聟也　石田ト相聟也　真田次男左衛門佐
幸村ハ大谷刑部少輔ヵ聟也

一 徳永式部卿法印寿昌

一 関ヶ原先陣ハ福島左衛門大夫正則　池田三左衛門輝政也

一 備前中納言秀家ハ宇喜多和泉守直家之倅　備前美作切取八十
万石ハ直家死去ノ時秀吉公吹挙ニテ秀家相續

一 立花左近上方ヘ与シテ奥州棚倉ニテ　一万石ニ下　法躰道[illegible]
ト云　[illegible]年ニ後本知柳川ヲ被下

一 関ヶ原前夜九月十四日之

一 合戦之後國ヲ賜ル面々

安藝備後　福嶋左衛門大夫正則
紀伊　浅野左京大夫幸長
筑後　田中兵部大輔吉政

播磨　池田三左衛門輝政
筑前　黒田甲斐守長政
備前美作　金吾中納言秀秋

出雲隠岐[illegible]府中堀尾帯刀吉晴
土佐　山内対馬守
若狭　京極宰相高次
豫州松山加藤左馬助嘉明
同州[illegible]池田備中守長吉
丹波福知山有馬玄蕃頭豊氏
伊勢神戸一柳監物直末（直盛）
肥後加藤主計頭清正
尾張　忠吉公
同六年二月御譜代[illegible]
江州佐和山井伊兵部少輔直政
濃州加納奥平美作守信昌
三州岡崎本多豊後守康重

豊前細川越中守忠興
伯耆中村一学一忠
丹後京極修理亮高知（イ[illegible]）
豫州[illegible]藤堂佐渡守高虎
紀伊[illegible]浅野紀伊守幸長（イ[illegible]）
濃州[illegible]徳永左馬助寿昌（イ法印[illegible]）
加賀前田肥前守利長（イ[illegible]）
越前　秀康

[illegible]州[illegible]小笠原[illegible]
濃州大垣石川長門守康通（イ[illegible]）
三州西尾本多縫殿助康俊（イ[illegible]）

三州吉田松平玄蕃允家清
遠州掛川松平隠岐守定勝
駿州田中酒井備後守忠利
駿州興国寺天野三郎兵衛康景
上総大多喜本多出雲守忠朝（イ[illegible]）
一小西摂津守行長肥後宇土八代（イ宇土）之城主
一安国寺恵瓊（ケイ）芸州沼田郡金山城主武田刑部少輔信重之子
竹若丸出家して恵瓊と云東福寺住侶秀長ノ[illegible]之十二万石被遣候

遠州浜松松平[illegible]
遠州横須賀大須賀出羽守忠政
駿州府中内藤豊前守信成
駿州沼津（イ三枚橋）大久保治右衛門忠佐
此外城地之[illegible]ハ不記之

一大久保相模守武勇有人にて[illegible]
家康公[illegible]一門之[illegible]上し之[illegible]
[illegible]一代ハ[illegible]子孫[illegible]
[illegible]之時代[illegible]
天下[illegible]主人[illegible]

あまり出合候儀ニ付てハ左程ニ而世ニ名ハ追従不仕候て
子孫ニ而も不残此一門ニ至るまで子孫も不残追従し候
家しとゞめられ候也

一 大野道賢大阿やうしけり　慶長十九年　大坂冬陣和睦ニ付大坂之
御堀ニ而外堀埋られ候ニ付此所東ニ而　家康公後藤ハ同所ニ
二ノ丸ニ而外堀を悉く埋候ニ付惣堀埋申し大形ニ而此所大坂御堀埋申候道賢ニ
道寺相上とし　家康公全く和睦ニ而居候ハ何とて来年ハ和睦を破り
大坂とて責寄候之味方ニしくれ一ヶ所も不残要害を失ひけり　家康是非
次第ニ　家康公和睦を致し是之人ハ来年ハ海ゟ町隠引とて付
仕置てらしかく事を急ぎなし堺町とて焼払ひ風と
見え残致すハ道賢付火とゝ申けり世上唱　家康公も是ニ
御座を考へのごとく仕てかゝる所家中も少くこそ候得とも大坂陣ニ而出て
と成者一通ハ残り切ハ大野道賢を生捕して京都へ送られ候之

謀人道賢一人ニ而同居を取も此比致てし後ニ生取ハ付候
其后向例ニ付出様ニして京都へ出生候て召ニ而参候大坂浪人ハ浪人天下ニ
名を知られたる富士をもつかれぬ子孫ニ候　謀大名ニ而恥ともしまず
元而同ハ之をめぐり候　道賢ハ首をとられ候しが謀法を取ことし
のびよりて眼を流しまき罷て　一もなく富を置致されて在免なれハ名方
今生恥と成也　古人ハ富士て立去ひ行ハ恥と思ひ候支えハ天下ニ名元
大たはけ人と廣く申けれハ重ねて法調して一時現し町人原ニ付候
付火也之家ニ難儀ニ付上ニて以居町ニ焼ニ大阿やうて付ニ町人ハ
よりて帳ニ下知ハ　家康公ニ而石侍分其首を見て下せ
し落手しか指使ニ成ニ而昔ニ帳へあつかふニ而脇差
焼死ゆる大を見てハ其足をかゝるすけれハ見ハそのまゝ検使を
検使ニ組候を抜れ只一突ニ突殺し灰ニ成候由

一 大谷刑部少輔之事
（裏切ゟ也と変へ大谷浪人衆を焼ニて死ス）
金吾中納言秀秋家康方裏切仕西方

敗軍之折大谷刑部（加陸）金吾殿ハ二心成事を病気ニて眼不見とも聞付
ケ無念之事とて怒を成し給ふ時金吾殿へ向ひ云るやうハ汝未来ハ自分迄も見
存る所明乗を見へ系ニ無安らし我汝ニ及ひ我ハ父母前を忘れ秩全を兵んと
みかし使しけるニ神文を以て頼もしく思ひ安きる所ニ神文を破られ我を欺き
今日裏返裏切しける何是人ニあらす人ちんし法殺ニハ無し畜生と云ふ
上ハ何る事を存し此蓋之入成之慶長ニハ定之ニ心ニ以ても必ス仕合能
下ちしか給ひ覧之三年ニ用ゝ心ハ知て世ニ我死候とえんまたへとし
小ト之存分とくまくて死ける実如ニ以て死ける其後金吾殿ニハ御家
養作とてひとし刑部か申ニし就中納言殿ハ目を不離見ゆる様ニ而
之つき云実ニ云三年慶長七年十月十八日ニ俄ニ病死有之秀秋ハ
太閤殿御甥之而前ニ領主小早川隆景ニ家督筑前一国并上筑後
二郡并肥前ニ二郡とらうく

一或人曰云
之ハ幸ひた誠の道ニ叶ひ左右の下そても神や

ちらん人ハ誠の道といふ候事ニ而とも之或人答云そろて斎政港
えへらう斎まて教しし何ら他人今傷係の世の中ニ死ぬる事を織ぬり
久々為住人ニ比すし誠の道ニ叶ひ申すと云之

一都面の時の剃組しける　前と吸立接ニ切裁少成を往蕃鞋て瀧
こらす中ぬいさけかし由行寂和尚実ニ示取ゆるの以世之羯磨しる也

一細川玄旨死去申候時呉家之観世又吉焼香ニてし引きかり
をしゑてもかへらぬハゆくもの流れハまた流きし後さなとも向
なりける何のかさめ落涙ハて花ニ比

一出家ハ天下泰平七ツ御まてにも成ハ寵の一施て又こゑ世とふまて大
笑と見しあらう出家色下押出られたるニよしとえ時五才為ア否
猿狗組板切落さもハ石人ハ雅ニ申てなるくもなきさもの

一永井信濃守初陣しける　弘家城主比田備へと
し時信濃守十五歳ニ而初陣勤申し　又何未来殿長寿ニ而伊ハ下初陣
家康公御晩之

らうしを離れし勝入か首を取、我等ハ勝入を打て出たる某なれ
頃合諸手伝八ハ鑓を取て立て捕へんと云、伝八郎家来かぶとを取て
我首を切ら是首にて何ちと云て立退り其時勝入の兜の天晴なる量を
着る所用なり隠居と武家之大将の代の勝入か首を是をとれて武家に
まゐらせよと云伝八郎之内より是を取て御褒美に家康公見参へ入よう
安房様より申す所伝八郎ハ御褒めなされて其首を渡しけり一千石加増有ける
知行に成り　家康公に勝よと申されし所舞入の時永井と両様方成申は
云と知行も家老にも永井直勝之右馬允と改名有りしは其
一家に有りて是を出世て有り此宝なり此節伝八郎ハ能臣之と云て我
小牧山の長道之右馬丞と申されは家も文治之子とに上方十五万石
本の知行を此仍を大名　月にヶ月にて其身ハ十代退去へ入て名少とも
此知よりも是に七万石し也　家康公の命にて侍に大利
しかるに寛永十年之加増にて家を立て十五万石永井家

信忠も信長も討死有けり
一東福寺の書記正徹ハ其道之名人或時出仕の時將軍
大雪降り途中にて難儀なりけるを見て　庭に松の雪を見て屏風
によりうた文に書て乃哥　傳一首歌に作りし（八十首出合
今宵の夜に定家卿の肖像ありし哥（る）しと詠哥にとに云へ七
し（八丈八尺の途中にこそ家に讃をしたり　扱ハ定家卿の筆也
とられしてこも世ことに傳はらりし由　儀之記憲の哥　1
正月振舞の時の雪も時々降りとかや
又寛正の比十二月の哥の内に　ちせしてこそ人ぬれにける
名高き哥も桐の葉も草も月にも傳えしりるを詠て此
一説に宗祇と正徹の弟子雅世中に
其後は夜ぬれし名残（此歌の事は是ハ盛の哥之
此哥を詠出し　此家集を草根集と申し也

一 ひとをさしものおくことゝし申候て 事を治め候家事別事ニて
二ツたまるゝと 一たまるゝと云之 別事作法と押居候ても之

一 若輩相撲等致 因て取合ニ及候ハ [illegible] （御法度）所鉄砲所ニ
於ても所在武州人通りさん為表ニ出候節 道通しきしハ [illegible]
喧嘩の相手相撲之様 [illegible] 通し在之人出之此方し
家業 [illegible] 喧嘩いたし申候 右係候ハ江戸詰之諸しも [illegible]
[illegible] 道通しきハ不之義を
切て [illegible] 之人ハ家業之付 果申候 [illegible] 別 [illegible]
又人相撲所候ハ 此段法度所は [illegible] 人ハ [illegible] 家業之
喧嘩 [illegible] 御法を相守し [illegible] 通し候と存候ハ右之人相手
拙者ハ出合候る [illegible] 理非 [illegible] 一篇ニ存候
申し [illegible] 喧嘩し方人 [illegible] 人と
又 [illegible] 法度を背 掟を破 [illegible]

御定之通 [illegible] ハ御法を背 掟を破し候 [illegible] 全法を不相背
掟を破り不申候を いつれの人 [illegible] 一切し [illegible] 命を惜 [illegible]
其者ハ [illegible] 命ハ惜ミ候 [illegible] 家業し喧嘩いたし候と
申候法を存不申して 所業ての武道を取失候義と存ニて候
家業も付候と存候 かめくし 所依候て命ハ生 延申候 一元武士道ハ
[illegible] 武士道と存候 大切し 一命を 捨候ハ武士之法と存
武士之掟を捨し [illegible] 一命之義ハ [illegible] 捨 [illegible]
[illegible] 千万
何し [illegible] 相撲等之儀 [illegible] 武士を [illegible]
[illegible] 銭し也

一 有馬 [illegible] 山田角左衛門と申し 武州角 [illegible]
[illegible] 来 [illegible] 何事 [illegible] 角 [illegible]
[illegible] 大急之御用 [illegible]

ろうか出合にぞつれとも申し中将殿之者へ申すにハ成程ありし人会なれなる
有之由何とて見まて成りと案指殿事もし然らハ急地に血行抬しとしけれハ極へ
合点之しやしたる大小さし出参り候右之人中へハ早々瑞遣事な人を殺
殺害ゆへ則座切腹仕まへ於悉に立子細承り刀を抜ゑ立寄せ左遣は
殊に御返事なかりけりゆかにひまるぬとやし角兵衛ちたる仕えにぬとぬと
是ゆしたるし人申しハ女人寄めとさし一人ハ早返し延申けるが不及
力ゆへやし角兵衛ゆへ形御出ぬ亦仕出しと奥にかは角之もし申すに只水
栗たちたこれを出させ角兵衛ハ直にハ母は条女人にとる成り申し大勢
押え之其ハ屋敷殺害人押込ても外印にゑらそれ申し兄兵衛
行事なとらし御門通らんてらしゆらめくらにて合点とも性に外を出而上るに
いつまらせ申す成とやし兄兵衛申しハ丈御渡ゟ成申し返しにと人ゟ
兄人ゆ御かに渡てハ御屋敷が入申しとやゆ渡申ハ角兵衛申しハ中将
急きらし申すにも宛入らんへ不申離れとも申す主命に入ゟやゑ我者之にハ

是御渡なとやしさらハ御屋敷を捜てしとをし一ゟ時兄兵衛立向有ける
屋敷と一すもさなる名せられる書人と一命アらず両御と言合大やく
屋敷下瑞之とも候藉とる一人とも何ほどたまりきとて刀を抜む人
たし抜つれて切かかりしかし角兵衛退候と外に彼之遣恐多を以申しら御
申し此所足之て兵ハ兄西ゆへも性て有之けるたて随御座候へ申とも
また角兵衛ハ立出たて随ゑ申すにハ角兵衛を召され候ハ承り石申しも
申して此の此所を居ゆハ一すら移此之由申出中ゆへも
某も加ひ候ひ様ニ存め申し殊に一ゟ思成ゆへ口ゆ屋女出申れとも存せは
角兵衛申しハ兎も是非に及ひ先有様でやしぬ被殺害と無御座候
屋敷ゆへ各様方も兎ても存下諸人ニ疑とも私ニ存候ハヾ仕まする
角兵衛より此度訴同前はしすとき御屋敷ニ成候は呼付方へ申込み候を偏に
指中申し此度中将殿御実兄屋敷之捜索遣し隠置申ず候由
手前私疑ひ至極に御座候右之通り不届に存候

より隠し出しけるとかや御手討の沙汰も無之て[illegible]

御金蔵へ入隠し置て右源八を揚り屋へ入 角兵衛も

所の殺害人なりとて主人出仕にも召連候[illegible]（小笠原家にて仕也）

一 板倉様一夜法事の事　或時宗旦御伴申上御咄の上大名御作

の事にて奥殿を一夜に而[illegible]打寄[illegible]奥殿を

吹掃除も出来候て御見物[illegible]

て其身も候よし　或時御[illegible]

御承知天下ハ[illegible]奥へ入

候由也

月舟和尚　板倉周防守殿へ参り茶道頭に仕たりしに周防守（京都七条寺）

気に入る時ハ月舟に咄一笑したまふ

初年より小性相勤候処[illegible]板倉様御咄に周防守

御[illegible]月舟[illegible]

御咄に有之候由申伝[illegible]

板倉様御在府之節一生之間[illegible]

[illegible]周防守殿御小性を経[illegible]（月舟[illegible]月舟流[illegible]）

一 盤珪和尚へ御刀を[illegible]

[illegible]大道所也とそ

一 桐間殿ノ京都を[illegible]日本一ノ京都之一芸[illegible]

焼亡之時桐間殿[illegible]

[illegible]

[illegible]一人[illegible]桐間殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]庭に焼死居

ましける二ハ後より血流出申し候、後ハ血気ハ金物も損申し候か
血気出ると申也
一灼艾吟曰、惜ニ一分膚ヲ何忘ン五尺身ヲ艾煙不須断 宜ニ畏之意ニ
為薪 元政
一正三ハ針并丸薬是ハ[illegible]いさいハ[illegible]橋ニおとしハ安ハ
和尚随仕之内 賢を刺ゆ申し刺毛を火ニ見てくて見ハ奥気ハ
有ましくとも刺刀ニ外し色を見てくれ上ニ出ても而し不仕は
[illegible]申しハ白ハ[illegible]善之 秋色之多[illegible]仕而ハ成と
[illegible]申也 要ハ和尚专了也
一易経明備ニ白ハ中ハ地と云不詳（誤カ）中ハ紅ハ易ハカハ下ハ紅
[illegible]白ハ[illegible]と[illegible]白ハ[illegible]白ニ成ハ[illegible]
有る之孔子ノ我ニ数年をかして意ニ易を学ハ大なる過なかるへし
[illegible]し[illegible]し易経[illegible]易ハ申[illegible]

数年して易道を学ハ過有へからすと武人之嗜也
一平野権平殿ハ志津嶽先登七本鎗之内也 後ニ
家康公御旗本ニ成 武州細川辺ニ縁二千石余ハ四百石賜 権平殿ハ
我事ハ日本ニ隠もなき士ニ候 大男士と過ニ身ニ[illegible]
[illegible]御家[illegible]不出 十有之[illegible]家[illegible]
[illegible]由也 権平殿[illegible]
[illegible]小便を[illegible]
[illegible]小便[illegible]由
一関ヶ原之一戦之時 秀忠公[illegible]
家康公[illegible]
二歳[illegible]
火之[illegible]
秀忠公ハ関ヶ原ニ[illegible]後悔し也[illegible]

安住所中の覚ならし也

一 家康公清内成敗小吉と右衛門は平四郎と小吉といふもの不調法有之
あらん日ニ其時太合御上意家康公家来小吉とかくいはんかしかと仕たゝ
有之とさんとこと是非可為度の段更不有由に治は家康公寺を召候て
仕損しなからも由に候へ共強（シイテ）のふ申付候てそ成敗にも及候
思ひ上しかなき様仕損し候仕候はゝ治候へハ右衛門
の見と云ふれば仰と合点して候へハ今日かんへ仕損彼是を不
成しと治ハ其時ハ小性定と申し家康公の仰の如くの事
其ハ我にも仰へハ小性衆にて申しハ家康之家来堅高の有にはかなし

右衛門様御ゝ大猿しまう子細有らんとの御挨拶也

一 参る別く大疑弐の尚弐病死いかんともかなはず
相宿にて死をいつかにも出るも申して治事の出候かゝ人に付
居候て死候は事をとむへきや申し医師を被申つかはし
遣し事は合にても仕候也

治り候と申ハ其下の医師まてへハ右様にてらくしは世の中の法ハ
只死人の治されぬへし一本も仏法は益に立ぬものにて候也大疑も及
速に見へと申しけるそれ仏法に底と外には下らぬと殺してる
将の命を自らへ仕申して有との押付の死人と無の僧侶の宿に
預りて死人ときつく世の様に仕は事の如く同じとい事は誠にて
あるべきや成仏すへき道しるへ也と出家ハ仏に有の法になる事ゆへ宗旨の者大事也
我身ハ手に新備にてそ何とも只活して為と申けるハ上様の
も事を死さてけ死人と同じ法にて其仏ものと思ふとそ
一寸五分を研ける儀中にも死人へ向ひは法名とそ名也あり
ゆゑと存し居し若者様の仕く云ひかゝる事へハ後の世を如何
死人へ手さき付の病家と是非を治候ともくしし也

大疑和尚ハ此院を建て置候由に出入仕ものともなりにて中にて
不と法を孫宗敬仕出所なとも申し又一両人の屋子の候と申居候所の
さけ候て居られしが隔日れは時ハ盗賊なとの如く子の候も地所にて仕候

よそへ入りけれハ彼ハ悲田非人道より出けれハ大敵の口を出逃
ましいやまひとなりし武州大鵬通寛にて悲田院の手ニ捕へられ非人
非人の内へ入りしかとも悲田院主施行ニとらハれ非人
集居住の人に施行をしけるか内ニ入りてれへとして非人
ニ而宿一夜けいれらとして文通ニくとして此道上一大敵にては其由
一梁雲和尚ハ上方生之者ニ而先年鉄浪人にて出家し大坂ニ嫁一人有か急之
所祝ひて新待散として之外ニれしか梁雲和尚ニ逢て仕官し家宿
之事ハ存ニらしし然るを梁之門不是非加之にも如何にも候
しかるに理趣分をもつて是離して人ニ候机向嫁と
ましく理趣分をもつて経をかきりなし一身取不残不言成る
所に之にける嫁ハ難得てき申し候嫁と宗し現し溝
かやしにての立生ハ高生にハ陰し切刀を来世かヽて申まし
梁雲も是悲嘆し記念出家として人を和殺しなるへし此所目

所自害致し是候と存候此仕已ニし彼後条々悲田非人
なかり何足とり入候しとも事而若聡しかゝ申し候
条ハ内悲運ハ石也浮蔵のうち嫁し死後とらへ人と候と家出し
れ葉をも行く隠と是非讃生ても年にをの悲ニ赤殺さ候
而居後内之机死とらし後ヲ成しとも彼言事祈待銭床下に
古机死居し身共不丈ハ家ニ白葬死て隠し遣すてし葉り
なし中ニ出しとはなし
一中院通村卿ハ通茂卿之父之　後水尾院之侍臣　勅使として　江戸江
下向之時此下家光公被仰付中院安芸守常に通村公
後ハ詩を作て下家にて勅使ニ下家光
詩歌しと所にハ中院安芸守仕之被仰付　勅旨遣候旨を
ハて　又ハ得養成ニて被召候ニ付於尤之通村公
四子通純公之四子也通純ハ　一位内大臣通茂卿にて

仙洞様御在位の砌より松ノ丸殿ニ御座御産屋ニ出生ニて五ノ宮様と
清閑寺ニて御生 一ノ宮様ハ後ニ御出生来 王位を御継ニて金輪寺を仕らる
勅撰を仰せし御国ニて出来る 道意ハ二人ともに出生しお様に候て此
天下ニ遊ハ後ニて出家之文 一ノ宮様と和叔小倉殿ハ南北壇ノ同
出生し帝王ニ定まし例和漢とも承候て 能王ノ宮様御位に
なりて御弟道意ハ七年修行小倉殿 後ニ宮ニ加へる也 道之
せ出よりて後醍醐天皇後之ハ初め二年にて宮中御年ニ御継ぎて時
流へし囚はれ給ふ 叶ふへからず芦ノ此光ハ行ふ文此
上ゆそ此也

一眼病治之事 同人之眼之しぬ病み通り 一服ノ内ニ為る事女眼之
五十日月ニ而 仍る病を忘し眼を病ふ物を近けく通りして
着いらふ手洗ふハ大指の中指を洗ていらふ一し 不病道也 病にて癖
眼を成出来て病ときに保元の事之 若気ニ病時ハ清き水を流きて洗ふと
入て湯をとり新き天目ニ入新き布をとりし塩と入湯の内ニこしへテ
新きかきの切にて眼の毛を洗ひ一湯が眼の眼を洗て能事とすへし
忽急ニ之 着て茶を用也へからず 菱飯食を之

一当家出入し者云 陳将拝陪を中済ノ今ヨリツワカ様仕と能出也と
落させ物も餘たり

一歳方院様十一丈の御事 ニて成にて付御ニ御左府御後見
保科 北條 酒井雅楽頭

一南光坊御申しハ松平ニ御家の御指を定て六代めの将時が大事
之中丈刃 家宣公ハ之ハ御長ノ 有廉公にし御子様今ニて御一字
とし御名も中将之号家宣も 台徳院様と号 揃よりハ御取物也と
種次様御来年ゝ時御爰合を参ける之し 住寺にて候と

一後京極殿ハ日本よ丈六の御遮那佛を建立し 其元気を救へと
持戒と為さ被それハ丈六ニ國院人民法師と為ニ小節にて表らと

いへとも脩命なし実之伝灯ニ無絶して此ニ流生済度し而ニ秋も今も
免し給ハれと取られれハ必執之因縁ニ而し大仏建立之成就して而
法れ伝灯ニ無絶てらし下向し道ニ遷化なり

一蝋燭し立切様し中立而道之用之法之様も立切て雪消ても
下座之外様な大く之も之蜜蜂ニて下手之置候也之体ニて下さる事也
灯穏（カキ）ニて法へし此奥又用多し

一題線香　絲頭乱緒白雲之香　変態百出終不常　清話
濃時尺還短　安禅倦処寸猶長　元政

一江戸深牛和尚ハ若年ヨリ両度仏道ニ入られ七度しハ深牛ヨリ仏法ハ
分別を取てのくらところ也行ハ半り出之は士ノ上ニてたとへて出たて下し
憶ノ字心扁ニ意ノ作く云ハ心之　本心ニ分別の付たる時憶病なる
成と武士道ニ分別出来て武勇と成事なしや又之而ニ下著有へしと也

一大蔵通村ニ関所を通り出国る南ハ花ノ里ハ茶屋後ニ御子由緒在と
通村ニ而盆ニ茶屋平四郎と申ハ家ニ居し此所ハ他ニ上着之格式ニ遠
下着之事也と申事不及是非次第ニ而是ハ御座候二而ニ大破てはとニ
渋柿ニ而孫子をあけハ打とかけハ料紙を持て出しと孫子を置
料紙を出て書しあけかけ持て来つハ下着之業をハ免様して
之之様ニ其名を名乗し由

一焼香包様之仕包様して

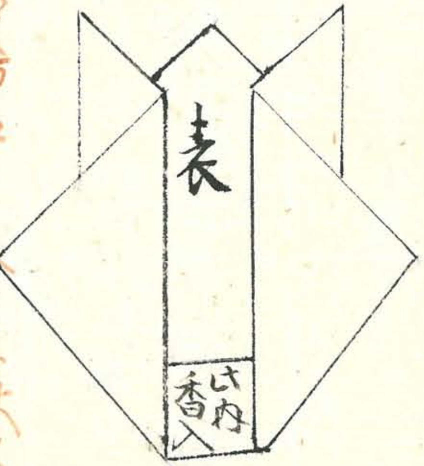

折泉ニ二重ニ折て作之折目ハ裏ノ方ノ左成と様
仕へし紙ノ竪二重ニ折ニ而之寸五ハ斗角之

武野燭談ニも此話有て後ち忠秋とあり
一江戸御城ハ数焼し時松平伊豆守殿敷中ニ而通路一而不と裏
又し家之女し道ニ而定当判然ニ男女之別立申し

一大猷院様酒井家え御成而　御上覧之時　酒井讃岐守落馬仕候
時御供之衆感心之落馬無之由

一慶長五年　家康公上杉景勝為御退治関東へ御下向野州小山ニ御陣之
節御旗本之衆下向之候大久保衆之御前ニ而
結て石田三成逆意上方ニ而兵を挙候由各御前ニ而石田方
なら（ん）へ（?）之根元一刻も急ぎ鉄砲中ニ兵を出
石田治部少輔上方へ内々御味方と申候福島正則石田治部少輔と
御味方可申由上方へ御敵了簡は上方之実否を承り可申候
申し候家康公御味方と申候其内真田安房守昌幸石田治部少輔と
推量之上にて家康公上方へ御敵ニ成候由
昌幸ハ嫡子伊豆守信幸ハ家康公之御味方ニ候と其身ハ次男左衛門佐幸村ハ
石田方ニ一味して父子兄弟敵味方と成候
候ニ一兵対し軽々にて引越上田へ引退

秀忠公木曽路御通路ニ手遅ニ御着　義と云敵と云て御旗之
武士と云へし　金言也

一古田戦伝ニ曰　敵を討ハ籠の中の鳥を取るへし　籠の中ニ入てを
飛立んとする一羽の鳥ハ同し羽を見ぬその又毛はけの所を
了んハアノ何おとしは猛武ニとおそれへしといひて死すると云之

（付呉云ニ傳突法云之秀吉公御…之）
一甲陽軍鑑ニ何茶敵ニ向ひ候時ハくしゃミ入る様覚れハ良病を
川ましき眉ハ自分ハ殺さしむるものと腑におちるれハ何とめされ候と
前も何かし逆ニ敵ニ向ひ候時ハ成程気の成申し候ニ付少しも
降参ハ痛自分の拠成申し丈夫切かたく　ハ痛めをとハ粘とぬと覚ゆと
申し此とをく儀ニアカりまく

一江戸大構え之外ニ付て三外と申候中屋
立外之衆ハ是を衛之も見ゆへし　又笄頭巾之場合之ハ
良将て標を持ハ腕ニハ諸巻しうかうしと笄頭巾を加ふ

りけるを翫者大きに上手へ偏に上人をきわめ候由

一 諸施の歌は水、何とらして北斗しあと小刀めらき割からぬ手（は）水をくゞり
申出又此様なる時は歌と前にも有りて（は）自然用立申ましく由

一 月舟和尚は板倉周防守殿其提に列せらる住持与新入院
られ隠居は周防守殿へ請ひて此寺を庵華と名附[illegible]
此文字持候人は文字をも知不申し山鹿にて隠居にて此様之稱と申に隠居
者ことに存候庵殊に字文字を附ぬを申すの侍は隠居一説
り給ひしを不申を月舟と申せて申したし月舟一舟と号書して月舟
一箇之人此乃様[illegible]（右）護忠候様え感在寺と少後来ヶ隠居
向ひ此字何そて有る此儀不様にしと[illegible]とて何とも成候文字
とにかけ方で通仕候ぐり頃と調べ仕候し月舟
り給ふ隠居し月舟の山かり能を[illegible]慶長に住[illegible]月舟
其し無之候和尚殿申く、一寺比は来居年と（右）抜群之器量とて

一 関ヶ原一戦しける毛利一族参会して家康公へ年来の石田に了簡
評定有之黒田甲斐守長政家康公御方にて忠勤に住せられしとなれ
吉川進出石田方にて年来不及返答有しと云々長政是にて敵不及力
士ノ一言金鉄より堅し此旨を申て秋聞せらるとて及返答にては
毛利家へ敵之とて一家にて当然を長政門具へ閏家をて
家康公と御陣近く傍を云堅く守て水も洩らさぬ家康公へ御
旗本より吉川廣家之計にて毛利一族を討（し）と云家康公奥石
秀元ハ長公のを留守之計有之候石田死損してより様之
接て打向ふへ候御制し候へ我石田方一戦に討負伊勢
八方へ逃失ね家康公御陣を全し押通り国にて東軍一統加世候
秀元は討し候を遣して家康公へ御行列し跡に喰付らり
旗本寛方は毛利殿去て此方討取して大虫ふ[illegible]全く
長岸つ人へうかゝし舟に[illegible]東[illegible]秀元[illegible]

引退り候而勢を崩し大坂方ニ十五批判志ゟりと云へり又元和元年

右ハ吉川之増、毛利豆腐抔申て今ハ宇佃と伝候由ニ而元ハ宇和ゟり（十二頁）

一尾張様紀伊様水戸様御十四五歳之時分　家康公御庭ニ而御遊被成

大キ成蜂ノ巣を御覧被成候処　蜂あまた飛出候ニ付尾張様紀伊様

御驚き御逃被成候　水戸様御身ニハ蜂数多取付候得共御払被成御逃不被成

又或時　家康公大国柿裏ニ栗を御手ニ御取被成

栗ハ大キく一度ニ御掴候　御両人ハ御落ニ付三退候　水戸様ハ御平

栗を御取被成御持候而御袋へ入少も御騒不被成候由（今も存候）

一権現様御神号ハ御在生之御事ニ依而御遺言御諡號東照宮と申し

御指ニ而入日光山へ御移　又御病中七月十七日ニ御陣刀を人ニ試

切らせ血付候ニ而久能へ御納被成　其刀ハ今ニ久能山ニ御座

候由　西国之方ニ切先を西国之方へ向ケ置被成（杭）候由

一筑後国主有馬中務大輔殿元賢居候（ケニ）由ニ而或時

家中之士野誅之金銀有之候ハ、全数預不仕由ニ而宅ニ帰り

拷問了仕由遂披露所中務申ハあらぬ事を拷問一円ニ申候事

申候ハ甚見ニ不忍候　家老中合点仕ゟ不及力試拷問被致野誅

之旨申出候ニ付二十七年中務（劫）小名姓をゟ試ニ会

営ゟ申候　價ニ而採求候ニ付莫太之金子ゟ元

金銀士一人外金人ハ見申候而申候或時家老

太く営と離ニ庭ニ放させ申候ハ小僧ハ宿見ニ而

申候太営ゟ体御了仕て死と見ニ人ハ萬失申

耳銀所兵ゟ毎ゟ出元地位ニ壹ゟ申ゟ主之

拷問仕候ニ家老元へ申候　既ニ及拷問

不申出ゟ戸ハ壹貫申し申出　家老元拷問ニ付太く小僧と申

初ニ而存申さ世候ゟんハ拷問ニ而てハ死ゟ之家老

そて引請申ゟ歴役ニ而済ゟ拷問仕候申又或時

盗人を死罪にて申付御家老之試斬ニ被下候ハ一段名誉ニ候
仕ものハ死罪ニ候ハ万事気遣申候処家老より申来り候ハ〆[illegible]家
ゆへ差罪死罪ニ而も相済候様申し一時中毒致し候ハ右ニて済候
扨て申しやうに致し候所ニ而ハ無之候 盗賊
出来候ハ家老之調法ニ而御文盃ニよろしからす 理伏之事
少々ゟ申出 承候

一 江戸東屋西飯子江戸出了吉田一屋を頼居候所近来剣術
ニ構有之旅行 藤吉と申浪人才子を居申しか東屋江
参り浪人教方いたし 右之通りニ而[illegible]之安住致候
仕出し候所御東屋之儀有之候 気遣何分編集と申
申ハ気遣候間右近ハ文方之儀ニ而右之通之ニ精出候
仕候処右海内之浪人篤と相考申候 猶又[illegible]
無構ニ而手とても何を申し候計ひ 一寸と急し右之如く

一 町奉行衆ハ役人共申候勝手次第之趣ニ而 東屋吟味之
一 江戸通町と馬喰町辺ニ而馬行ひ候見世物ニ諸方有之とも不申
辺通り候 夜至ル迄ハ其々見世物しる 公儀江逃ても忍とも申候由
一 猿ハやうやくキワめん旅ノ猫 同ク狗ノ虎ノ掛ケ 毛ノ計 日光国ノ虎ノ才
又代ハ口取小鮑一匹ニ米三斗 三匹ハ上三匹ノ米弱之 又太子ヲ[illegible]
食せて御食ハ逸物之 又先キ牛尾ケ崎一十両ニ而逸物之扱何事
なく扨ふらんもこに食物かり了ニ度ニ食せ申候
一 御当中井上主計頭殿戸ノ邸殿 殿中ニ而付ケ之
主計頭次席末ノ娘を右同様中家来ニ而縁組有之處 甚以公毎て
縁組之儀申来
殿中ニ而御縁組之儀一寸延引ニ而申来候
主計頭殿方江差遣候様ニ付 右之儀ハ縁中御使を以
後ハ縁組遣候 右之趣を相尋候ニ付申出候
水野出羽殿ハ主計頭殿之婿ニ付而遠慮 ?ニ付縁組ハ死罪く

かふせ地とそれのけ口ニ而とかくと申事を申候所座上ニ而半切破

死様ともよろしく御座候 切レ申候 武士ならてハ太刀ノ切レ候と申候也

一 延宝八年六月廿六日於増上寺 厳有院様御法事ニ付永井信濃守殿を

内藤和泉守殿ニ討果ル也

御経読誦中御役人大勢列座之所ニ 和泉守殿後ゟ通り候而信濃守殿前ニ

参り行儀ちか者へ候へ 加と詞を懸ケ候と付候所ハ行儀ちかし 小サ刀ニ而

とかけ可抜かけれハ也 其時（大目付）傍ニ居候人 押とめ 和泉守殿ノ腕と申

おしゆるめ候所と申候得共（七きうへ出たとしをつかせとし給ひ）又一人（伊東主膳）八之丞ゟ二ノ腕

後ロニ而腮をとつけ引立テ取伏せ 懐中絶命 摺メ候而取押へ候

二手前ノ向ゟ信人々にて 是ニ候得共出候ヘハ屏風おゝひ之切

役人衆老死後表門ゟ出候得共 押し候処ハ 又一人（大目付主膳）

山門之出候所 此様申候 右之人々 伏候ニ相成 如何ニ候得共

則刻退 上聞ニ達 青松寺ニ而和泉守殿切腹之（落着書上ヲ 和泉守殿 切腹ニ而 今日ニて落着）

一 貞享元年八月廿八日於 御城（御用部屋中）御老中堀田筑前守殿を（若年寄）稲葉石見守殿

ニ討果ル也

石見守殿狼藉者ニ付 筑前守殿を害シ候ニ付 大老ノ敵として

其所ニ而 御用部屋中ニ而 向ひ石見守を切伏候 大久保加賀守

初太刀也

一 元禄十四年三月十四日於 殿中吉良上野介殿を浅野内匠頭殿切付ル也

吉良ハ高家役 浅野ハ入年 三家ハ馳走之役 上野介ハ底意ニ而

浅野之指南ハ悪敷候故 浅野を恨候ハ 吉良上野介宿之

忠之浅野ハ（内匠頭ハ）田村右京大夫殿へ御預ケ 即日切腹

其年大下馬ニ而和田ニ主人之敵 家中之者

浪人ノ身と成 付候ハ半年 以後本懐ヲ致ス也

同十五年十二月十四日浅野浪人四十七人吉良殿之宅へ夜討仕候

同十六年二月四日何も死罪ニ相済申し也

一常憲院様ニ被為入上野宿坊ニ茶田宗安養儀当番ニ付罷出

一元禄七年石出帯刀遣し候関東ニ而大分之妻子とも入牢仕置之処
て入牢いたし候人も有之候御赦免ニ付一度同し被仰付候妻子とも下着仕候
上使ヲ以て是迄妻女御請之男ノ面ニ而女ノ取として申付候様達候、
如何と上意之処相成候而申上候
三度目ノ上使ニ而是迄及候而も仕置之処　上使ニ而同様ニ申上候　上意ニ而召上候
相成候妻女ニ付而者不及刀ヲ以て仕女ニ而も之候而才抜出入申候
早若上使殿へ相何様子申上候中途而御守小笠原ニ而何様
石見ニ候事ニ付此段ニ而者越中守殿へ支配ニ被成候
明智日向守殿不存候御辞ニ付越中守殿妻女と申候之由
不存候し人と縁を結候ニ付不存候我妻と離別致候ニ付
又日向守殿御裁許ニ而越中守ノ妻女之儀ハ其節越中守殿より
又之様ニ前ハ日向守殿之儀ニ付離別せしめ御吟味被成候之

右之上意之趣越中守妻女之義ハ大切ニ而候　一向ニ左様ニ
申され候ハヽ其上ハ申付候事ニ及候男女子二人共生けし置候ニ而其節
不及此之迄ハ御尋ニ付 御直ニ御吟味ニ而石見刀ヲ以て越中守殿へ
一通り之儀ハ夫迄石ノ御吟味ニ而妻子人質ニ召取り申候而
是迄し之事ニ而候ハヽ不存候之由申上ニ付越中守殿
是様ニ此者共自分ニ致候ニ而妻子ヲ召連候ニ而其節懐中ニ
成り候ニ付其所ニ而御召ニ而其節只今之焼草ニ被成
其者共自分ニ致し犬をさし入候ニ付男女共八人越中守殿
両人ニ而被成候妻子ハ申付候ニ而其節ハ入十女ノ女子ハ被成候
ニ付而其節ニ而八女ノ男子ハ其段ニ而生しに致候ニ付切りて
御座候様ニ申し押込候ニ付小屋ニ而候ニ付其節ニ而御吟味ニ入

其後ニ前ニ相成し候ニ付自分ニ而焼草ニ火を付被成候
様ニて火ノ中ニ入て死又ハ焼失候故と申候　七月十七日之事

此後妻子従来相止可申
一大猫之命傷ヘ年付ハ猫草庵後藤中山にてしらうる　此紙ニ付テ
なとハ此草庵にあつて承る
一蘭奢待ハ東大寺　勅封之御蔵、有運足ノ大臣流ニ其ヲ拾ひ上ケ給
ひし故ニ有之　御即位附ニ一寸四方をたまハる　今世切ることを留ル
此ハ海今中之
一御国医師ハ来ル江戸ニ而御所御雇　此源蔵殿文子同道ニ而所通ルニて
此所ハとらハれとて取扱ニ付ハ源蔵殿之儀ゟ申出候ニ
様子ヲ考へ申して之通り御所ニ達要人付年ニ而　此御用達源蔵之
旨よやし源蔵殿ゟ申しハ様子お年ヨリ之取りて様子お年中
申し并申付しハ此来しらるへし行列ラニとを切り御通りてハ
能くてハ様子ハ見ニ而此てハ申出ル　是ハ源蔵殿宿所へ
こ如く之ハ尋所ニて承り本合ハと付住居てハとてぬかさし候て申上ハ

右之人々中しハ旅中ニ居たる者ハ居せ人さくし承りたし　其ぬハ
主頭切りて此主人ニ死ニ其礼をなし　一刀ハ御捉びかれ
しれハ一刀ノ納め申しを大医師形之事　出来
一藤堂殿ノ家来百人書状ニて尋ね遣りしと同道見てゟ眠らせらる
ニて様子見きる寝し相見てより　血ヲ流し討死　血を拭ひとなぬ
様子ニ御通て　唯今来ル大猫ニ連し　後ゟる同道　海と御談家かくら乾
何ノ詞と云ゟ切付七十余人退きし　所御ハ退付　取ろくへく此所
此方ノ左之之と承合候る承候ハ也
一大猷院様御国ニ御回役　若年し　御柳生殿相伴ニて此段御自殿御家来
ニて下捨子ノ御家人　堀田ニ達御旅宿来ル其来入之主宮崎ハを
在中しくハ日本ニ隠れ在る　不相備ニてハ親在十郎ゟ差上ケて
合せても行くぬた物見と云承　上意ハ堀田方へ仰せ之儀ハ
急ニ御受て取らる　段様ハ申して候へ　御ハ三郎殿式部て承り申候ニ

言ひけるに僧ノ上意ハ御指南も尊と一篇に世にも上ケて御前をも不憚
高らかに仰上け御近ふ申しけるに 後改加増

一 大閤秀吉公ハ様なる智仁勇を兼て良将之云れしも
小身之者ハ一生ともして天下をとらるゝは何方なりけると

一 出頭退居以後東叡之肥後守家中に長く出入せし者を召 救人
しやおすゝ出頭短冊二枚遣されけれは急ぎ参りけれは
紙中ニ云旅至はつゆ（[illegible]）
家中ニ 逢坂の嵐乃吹世ハさかりしかれ以来志ゝ[illegible]

一 家康公御兄ニ浜松より西ノ将軍ノ居所ニ[illegible]風俗
よろしくと候ひし中[illegible]

一 天海僧正出生ノ時ハ産湯桶ニ水を汲入ルハ鯉入りて躍りし
云たれは何かと是をけ悦ともて放したり将士年々是人天下ノ王たり
彼の鯉を放ししられ果報失ひたり[illegible]

果報有りしとや云ふ親も悦ひ出家になさんと武内ノ百姓之十七八才に成けれは
出行なされて宿を借ぬ其夜男一人来り天海を引起して
框を云ふ女一人付来り山中にて天海に見付框せしが暗くて見えす男
入て帰りけるに框に添ひて彼の男を実殺し女も殺さんとし
いたしけるに女ハ何とぞ命を御助け下されと申けれは無事に女も殺
をさせ申しけんと家内一統を殺ありけれは御助けも申しけると請合
申されける右ノ女ハ庄に来り一日ハ東叡に出行せしに偏ニ
御請家康公に仕へ御祈祷仕被遣し御加護をとりしといへは
秀忠公 家光公御両公代々御祈祷ハ後に申し百
五十余年にて遷化之死去之時 御壊ハ 家光公別御感ニ
[illegible]
[illegible]一通二[illegible]秘[illegible]二品[illegible]
此物ハ天海大僧正ノ偏有直眼大師ノ論古之二條同ニ[illegible]

御猶一ツあり是ハ御しるしなし南光坊よりなり

一 家康公ノ尊體日光へ移候ノ又非ハ御跡ノ対ニ御宮御廟ハ山門等
あれハ何事かあれハ右之上ニ対するなり神ノ大猶なる子
廿一日也　家光将軍之時ニ神号ニ御子ハ僧扱ニ付天海寿元生寄子十二
法ノ儀ハ新ニ以テ元三大師自筆ノ像叡山ニ有之を伝出来一鉄
し後将来今ノ何様ノ事之ニ付之を写させ候ニ付新像セて
中ノ中尊多ノ上段三在寺守作御本尊安置ニ奉る
家康公ハ出生之　又同所ニ御厳院再興ノ所住ニ被仰付称セし
江戸金龍台天海寺ニ石多年来生年ヨ法を御しめし候
為ノ護摩を焼ら被仰付御祈祷之儀とも御宮中
とも被仰御茶ニ而所化ニ被下上意ニ而御請ニ而付
御厳院所化ノ住僧天海御中しハ之新大仁被申也之
此味宗林中御座候一番之事ハ中守申ニ存候とハ今別座ニ

寺ノ住侍坊々入れかハり大番ニ勤侍ノ在る也之
上野ニハ元三大師月像ニ対して慈眼大師御座之是迄ニ
之し抽出ならし慈眼大師之
一 椎院御修行ノ折ニ来らと云ハれ候ハ御筆ノ外失と御嘆し
天井とも云へし御対面し之後ハ七十にて是ハ御存なる
末後之一矢ニ有りしと也
一 大燈國師ハちんばなれ共座禅もまゝならず臨終ニ斧をもつて
自ら足を切りて結跏座を組辞世を書之ハ　截断佛祖吹毛
常磨機輪轉処ニ書て後ニ筆を投げ天とかうとおもふて
続て高僧ならでハ包来句を謂し　虚空嚙牙ニ
一 日光ハ三社之　頼朝　家康　天海　（日光ニ山王ノ社ハ七所ノ権現人也）
一 小笹上総助妻并小笹諸河守娘ヲハ後河守追放し後上総助妻と
離別して仕合家康公ヘ参りて下中ゟ住居ニし候之上総母と

百姓庭女を囲ては害申とも上意分申しは士の方には誅伐申へし
仕掛に及て其妻を去り路頭にて立出ては上意御一分立士は不義
を以て恥とし夫たる主命には刃及すして内意にしかして又主之妻に
於ては逆意之事は上意分として名字あるは武士たる者切腹すへしとも然一旦
隠謀り信玄に投候へは家来得之に従ひ之を引入為には如何して
科かる之儀なるへし也

一信玄家中にて横田云には山本とへ申しても出是は追放し時侍坂乃
上杉へ申されしは信に追放しもとへ唯乞ひて同としもえは山本
不沙汰と情に満孝なれは仕事に学候て信玄和かりしへは我出すと
いよいよ信玄も家老以て計るの様候へは行末も随ひに出るの人々家老衆
おれとても不遠慮へかくとて一倍如何程と許て候迄て満足和や也
是をとふ法ノ法とも云

一杉浦と云居ご和尚東中山中ともに通りたる山之出て来へは一世居とせしは
残は之を急しきを　遍く家来侍ては大方　金銀かもすゝみ用しくは是非に
やらへし命を助けとらるゝ付　然はしはらく当分にしても其物を関東
なしともて過し申し一所に付けりて其居之後山之を可返し
召之あ浪人戒を征しめり浪一ツ子申恐らくとらるとて忘れかも
浪子に是をしるし申しより我是非以て外出て御前へ申し山之國住居
ありれ切りすゝみしもしも也

一江戸にて御旗本衆五人相寄を合して一人色酒にて乱
之論出来和及一人切伏せ打清除云其後一言隠に出出とは是非
ましくはし申し家来請れ申し打出しへとも申打出と皆
おもむきは打ちとて打取申ても家来武者之衆喧嘩に死
不届合様病己とて切腹は様くとる事く云是にても言隠は遁申
みとしいたれぬく云事なくは浪人を切りて不得物にて独臥
のさそて死ろん人を相取と切割して如しと不死と思ひの外は付とて

申しける事 上聞に達し褒美下し由

一 或山中を在所者十人斗連立通りしか 掛（がケ）ノ上を通る時落足ふみはつし
たるけゝ後を残し余所者をはなれ在所の者踏出し 掛（がケ）に居申し
其ノ在所の者声をあけやあくかなしみさけび泣さけひ一足も出ず
御座申し 其時居る在所下ゝ申しハ 音をあけて居ける所に
行し半もなし中に 何某と云者 内ハ大半と云ひ居 毎ゝは
御とまり（ ）と 声を張て かゝる所ハ 何某と云 安蔵
度ハ早く崩られしとも申し由

一 小児悲しき後川部ゟ 京家ヘ在鉄前々にて方角を存江戸
ノ方と路にぬけ申し 丈かた津ゟ方角を北武佐ニ 此石にて在路
東と見し 江戸ノ方を存候とも 其七日ゆかんハ候へし由

一 小瀬安房守殿御宰領して七子を集まりし 此江戸へ 何れも人わすれと
申候 剛伝之 桐とわんとられ候 剃除励む（へし） 後ハ合下を持て励む

御して生れ来事 如何恥辱ゝ 何かとて 一ゝ 伺とられしハ 十附居候[illegible]
十三才ゝ居ゟが桐人ゝ 向ゝ 十まり 身をとつて 付己後に病しお[illegible]
いかなる 一刀ゝ切腹御しとも申し由 [illegible]

一 月毎法会を同人にて申すハ 先祖悪[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
盤珪律僧(?)宗にて 仏法と[illegible]
殺し[illegible] 仏性と殺さぬ道理申し[illegible] 剛[illegible]
[illegible] 祖師[illegible]
[illegible]

一 伊達正宗[illegible] 又七郎[illegible] 後又七郎[illegible]
[illegible] 正宗[illegible]
[illegible] 伊達正宗[illegible]
[illegible] 後[illegible] 褒美[illegible]

又七郎海老ハ後ニ家ニ伝ニ居テ小柱ヲ以幽主人ニ尾ヲ与ゆれと
んろて首ヲハ海老ノ如ケとして切腹ト申也

一 足取ノ者ハ右ニハ足抱とセリして若すへし脚足ヲ本ニてうろ
左ニたへニ在ルへし

一 老人ニ用方たるニ入御家ハ尾花也へし

一 草鞋とハ汁喰て汁喰ぬ草喰て草喰ぬと云

一 脇差ニハ右脇ニ差と左の見て我ヲ右ハ右左ハ左之

一 墨染ハ口上ニて其絶ニしるへく之

一 介錯ノ時刀ヲ取ハ縁ニ立て八分又才 右足ヲ踏足居ヲ縁ニ付下ル
立ニ八寸ニ縁ヲ廻りて踏へし 双向立も見て者足へし 見え式
下けてみへし

一 切腹介錯之事 覚海房傳

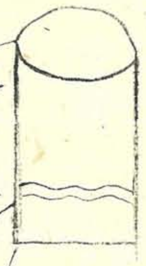

己一尺 節ヲ上五寸 節ヲ下二寸五分

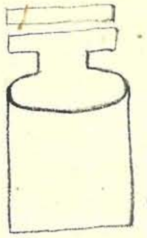

長サ間尺之

亂上四分亂下六分合ノ之但大竹ノ時ハ拾合大き之下ノ亂ハ有大き之
切欠ノ間上ノ寸ト同上八分十ニハ切欠シ八分之
後口ノ残之廻リノ二分三之 欠目安ヘ入之 □吉 □悪

△○ 針穴ハ三角ク竪仮様ヲシ丸角ク悪之
穴明キ所高サ

右ノ首ニ縁日ノ傳之 下ノモトヲ首ニ切た傳
首ヲ洗フハ小桶ニ水ト入足ノ下ヨリ取テ水際ニ墨ヲ
計テ汁風ニ右何も稀事也

覚海房傳之

一 生首之事 板ヘとハ采湯ニて洗ふ之

出船入船釣船之通ニ　釣ル舟ヲ置ニハ床ノ外ノ方ヘ出ル是出船
置ク時ニハ床ノ内ノ方ヘ入ル是入船　夜中風雨なとにハ出す
ろくする是釣舟也　第一生花ニ生る事也（庭ニ在ル花ヲ採摘ニ活ル花ニ入へし）
花生る人ハ仕様事（ミイラ）をいたして紙ニひたし切口を当て三分之計金を
はりふ時ハ汁出ぬ也て下ハ必ず右なくし出る時ニ而（出之）　釣魚花
茶湯とて云ハ未熟ノ云入之　前後ニ生る事ハ釣舟ニなし

一　亭主双論なと試合し時進ミて習ひて一ケ条ニ付て申しけるが
よし有之時ハ一通リ申してる杖文ア習ひて来りて（ちかく）求と申しけるか
よし敵ミて一通を誰にても返して読り試合得たる者ゆへ
智恵ある人ハ我方ニ智恵を付られ無外し　理を得申者寵之合
妙なる事ハ世ニ有間敷もの　理を申し　又下人下女ホとも申ホ候得
知る時も未来ハ人ヲ体テ申とも二ッとも元様なし（ハ）口刻何読能ク
理も又人へも申さと一ッ事て云ふ任分合ハ無へ不知ニ言ニ始之と如く傍ク

とも試合させらるよし　智恵ある人ハ負しめハ妻子て試合仕候ニ我
智恵も出来し相手を存しりけれハ然ル相ハ村妻ハ
出られし也之

下云ふる所ハ始て云かけたるよし　後ニ云（ハ云をけ）なれ共下又君とハ
激儀を入へからし　又十分云ふ上ニハ向相しなとあれハ相撲なと
付たるに一度よし勝之是ハ遂ヘしと也（しとニ）

一　客人を取持ニハ花哉茶物とも新造態用ニ出して　初め一ヶ客ニ
引よくり池なくし（ニ）て平生之元にて用し此ハ是ニ客として手に
障子をたてし客も掃除致し新造を出し　枕を包ニ出るを致
屏風を新作ニ拵なとして料理も出て　一人ニ為ニ態と用意
志て自分もあらかして（をさ之）為御頂名物なとハ茶湯とて催之

一　威儀集人巫女尾張様御家老ニ右衛門殿ニ招き候ニ尾張殿ノ君
誰殿とも全て下座江戸人ハ云ふ上て仕出ニ我ニ集人と申しハ此

[illegible]個ハ不残来ル[illegible]田ハ一乗を一尾北段が新来ハ[illegible]上ル[illegible]尾北段が

三人[illegible]主人[illegible]上を[illegible]て仕留[illegible]一乗同[illegible]仕

江戸ニ向て弓を引て[illegible]

一 今ノ肩衣袴ハ（素袍ノ略）太閤秀吉公御仕初ノ由小[illegible]着之

人食二合半又太刀ヲ止テ脇當ヲ用ル太閤仕初之當時又脇當ヲ止テ鞘巻ヲ用之

一 [illegible] 此 いさかけ此

[illegible]

武者[illegible]母子、 [illegible] のみのうちに

[illegible] 此いさかけとハ [illegible]

[illegible]

一 武田[illegible]小倉段[illegible]一了[illegible]

[illegible]人と[illegible]

一 太閤秀吉公ハ[illegible]天下をとり[illegible]大名[illegible]

[illegible]（ハ）太閤御前ニ天下をとりすハ大氣[illegible]

[illegible]思ふ大名一人もなし又小[illegible]ハ二[illegible]人

[illegible]上杉が近江山城[illegible]ハ大[illegible]毛利が

小早川隆景[illegible]ハ大[illegible]あれと[illegible]氣かけ合まで[illegible]

[illegible]大[illegible]大名[illegible]

[illegible]也

一 [illegible]也 [illegible]人

雑[illegible]人の[illegible]一之内の[illegible]

[illegible]人ハ人[illegible]又[illegible]

[illegible]一度[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]世ハ[illegible]法もかけ理も[illegible]

[illegible]大[illegible]智[illegible]

のことを係へ（下ハ大名より下まで）みることハ多し内の心を相證せん様に
を能さとむへし悪しかれ共根に云合何しきるの修錬ひ術とのをけ
隈を立遣化分別たらんときハ上を学下を集ハ内の志もたん者へし
指れ遠事何にハ打鑑まへし文矢の心花ハよろしむとなるも人のため
やふとよしてまくへき人ても能異見として家法を申し話候
度（武法度と云合）し人を法らふハ其遠慮事とつらふよ用し又下と
らハ一同（の）兵命を法らさ　中にハ一月の事終にもありとも一年と
遠よん事をたてけむ事ハ一世の事を云ひことハ末々其事終頭く
上下の人ハ末世末代として名を詮さん事終いの後にいとけるに
内の志をたえて抱とあしく百仕ハ人も事皆其能き凡の志強ほし
かれたおさあきめより　百仕たしぬるこふ心がかきて悪し初めより
百仕りてそうぎしひたひ悪かれい人中し　たゞとされたる女児とも
男にも云者ハ　扶助をたて可くしてれたる若き時男に云てもありて又
親しき時男に云合たる一度男に云合たる事何とてハ一生主君を選ると云ひ
て奉公ハへし志かれハさやうの志を抱き其ハ何程にしても今朝に云合とも
いふ此男に云合たる上ハてハ其主君を鍛人にて扶助するを何程も
申すまてし　さらハ年若くありたる今の男に此かけて色を妾あし人と云て
能事云を寄らく　さやうなる凡を知らすものハ男に云合たる夫婦
今朝より内ものふらを世にすれ共ハ忠に忠を志してする主人に奉公
しても少しも卑しからずして其下に隔なりし出仕とすると者かくし
又昔ハ手際く　知行ハ十分の一を寺社に納し之を其分として旅
なりとそし　延喜天皇の御時より　十分一に定むハ口貫の分限にハ
百貫ある社に用としたまふにハ　貫難有くして是を其分として
百石の事なりて己を積とし此と入合ふ　文武士多くあるハ能事
足元の仇をたて行へ（乱際なしに）何分の不足を取りして合ふ金をたてたる
髪を結小袖布子に帽子なども襟をさへて常に前ても肩衣袴

破邑とても海よりまめ様にて頭の無きは何うもなく能き人の様に
如きくふき牛如様ニ成り仮令も人とは悪様といへ才人にはなく
として、さしてら尾花鏡戻も世如様ニ噂も長京なとの人のなきなり
諸事の中力の入事をはかるには力を入て是を結てくらすには
申く候へとも倒して半をたれは上の人之

一 水戸黄門光圀卿ハ黄門と押込ヶさん金とし守巨武夜能器用
備し[illegible]と居万之太の郡を咄ヶ金を遣へまつ〜と取しゃ御前を
様て家人を仕と若なる家ヶ人とて儀元ニ一多使悪ゃ安来之と
半外と入領せられ依之今ゟ郡と平様ニ是ん様識へとて様拵めされ
御ニなと咄仕之以様ニ御中外能く抱ゟるとて寸刀ニ而七て云和尚咄
或借無さくいゝをめされたとふし時和尚何しきつ申なりつ〜き
永く安く被成候へしとし

一 了為和尚咄ニ今ゟ咄し黄門ニ而悪のえとちらて在ゟ能申し

安ひて落ら人様まりして所之益様なし近所優如けと云まん之代に
今年ニ而もこ義より請的にあ下ハ経出と云之大家ニ而隠居被致
出ゝ関東ニ下り之ケ所ニ遊ひ入たまし候して貴ニ而出半ニ居若ま
度し安ひしつとも雑用ニ仕合致候而申之前代侍ハ麻苦し上
是て死ゟる事と云気の戦場ニ而死候ものゝ歎ましく出来候ハ
討死とも道とも不覚事ゟ在しく人中ニ仕かけて引廻たる人
浪病ニ而引出て何ゟ申を能々とある方も之ハ西為申くと之
引廻て能事とすれハ家風と言申ておこりて道と損ゟ事の由と

一 安藝ニ而侍殿へ宿ゟ馬と借り申ニ馬ハ隈ニ居をしと
主ゟ為ニ而向しる入来ともいし時咄申内ニ而役ゟ致候てし候
申しゝ申と云ゟ主ハ是ニ而守居下りにはふくそ奴らしと何もなけと
咄ゟし主ゟ主ハ浜田様殿ゟ申し二浪之出馬あと所様向し郡ニ而
先人封咄之しゟ申しなく從城ニ而ゟ之所て とし へハ主ゟ主清合申之

役人ハ相廻通り候也

一紀新大夫刀ノ銘兎角申合槌を打と違ハ悪神変と切申候也

一中院通茂公（又揚門）文様ハ御張巳而おゟ御師弟平ノ由也とニ而候哉
冷入御居出候と申と言御覚悟十七日ノ日暮時分自然相律候先ニ磨
上り候様にと御待ニ御出ニ而有之候也

一関ケ原ノ陣ニ付伊奈覚書請取候ニ書付を通り候処凡百人余
討捕申候御度々被為正則公家康公へ申上をニ而家来衆人ニ御付にと江家
覚書討取候而覚書を切腹候様ニ根ニ而有之候而御出候ニ覚書ニて
御ノ御件ニ候故書状覚書ニ而候事ニて家人と切腹ニて御付候申
候得覚書ハ上見可申候而覚出殺候由ニ而
右御付と候得御覚大半ニ被為根ニ候而御
家康公ハ押付陣ニ仕掛候而被下候而御
覚書切腹候御付候遣候而被為御遣被為押出候

家老ニハ御陣ニ候而下仕を右ニ而覚書首を見せ候而引取候而請
上り候也

一大坂落去ニ付秀頼公御方ニ而軍勢罷出右仕候を達
申候下其儀聞候而落候半を水に浸候嘘申候腰
実候也

一村山長吉抽（たしきさ）候て申候　淀殿公御覚候長吉ニ第
ニ御盃ノ儀長吉ハ抽候て上り候
罷下仕候辞退仕候右を上り申候
細殿ニ而御成候
右根ニ御候右候而手水を拭候而
手水候ニ御候と御出仕候花候抽を小刀にのせ
候と御中ノ小性候候
仕候くく盃し仕候仕候也

一 林信篤儀居年時御筆　信吉ノ儀ニ近年儀を申此
子儀ハ依被在以御用候ニ付不在以後候信吉詩并ニ文を
ら且てと私之信吉学文を勤詩并ニ仕候ニ付武時御用ニ付候儀
并ニ仕候事ニ入候後出不在候ニ付忠節を竭し申

一 秋元但馬守喬朝ハ　綱吉公　家宣公　家継公御三代御奉公申
上勤唯一人ニ候御事ニ御三代代々日本国を預リ　上ニも御代々
御相応ニ被仰付候ニ付先　将軍之御恩ニ入候ニ付
力を竭し御政道を乱不申候之御威光之下を三代迄候て
就上候之御儀被為聞召候ニ付（太平武運）

一 本多備中守直一万石御加増被成候　柳沢ニ御役被仰付候ニ付
御人ニ付候ニ日光ニ隠も候ニ付而名ニ付　御恩ニ御預ケ被成中年ニ
御取立之新ニ而名ニ付候被仰付候　御仏殿造営ニ付　四月八日
権現様御百年忌日光山御参詣ニ付代ニ被仰付ニ付日光御名

此者ハ当年御役柳沢殿ニ御預ケ申之

一 信吉取年本保御養子ニ付十八才ニ而出元ニ付候て与州
御引取之御目見以後御奉行被仰付候　相模守ニ付候て馬之義を取ニ付
有之御取立之御直ニ付候て　御喜悦ニ付て大晴日ニ付其日
在之候得ニ而被仰付候　御自分ニ付候　家督を被仰付候
之ニ付候ニ付而有之而御名ニ付候て　其身も相守ニ付被仰付候
ニ付在候ニ付て御用ニ付　御後を申之

一 宝永元年（此歳改元）正月十一日　松平右京大夫光之御加増被下
（七沢之御名之御祝儀　御出武蔵国之内ニ付　右御用御附候理ニ付）
元禄元年十二月　右京大夫隠居　肥前守継御家督被成候　御用伊勢守
新田弐万石分知同十二日ニ御礼（十二日）右京大夫御取立ニ付相続被成候　十六日
肥前守ニ被仰付候処十七日ニ御礼ニ付居被成候ニ付十八日七沢御用被仰付候
七沢御人之御用中也御（リヨウ）七月廿日ニ被仰付候
光彦公御用之儀

一家康公御隠居之時　上意ニ日本國ニ在大炮ほとニ而議ルへからす之
一寛永十二年九月長崎奉行所中宗女切支丹ニ付而申由ハ境より
長崎ハ宗門之所人多野郎ニ御座候　日本女召ワラを無理ニ押取候処
公儀ハ御法之事文付金銀を貪り　其者代末ニ至迄猶親類十七人
ゆかりの者迄死罪と隠之事ニ候　村井ニ而隠居之二十人御成敗被仰付之
一寛永十六年八月十一日江戸御城焼失ニ而御天守ハ無別条之
一家光公御辞世　ゆるしなきせしとかくしきのふハりふかむりしかり
追腹堀田加賀守正盛　阿部對馬守重次ニ被仰付　廿二日追腹仕
其外御年内之内田信濃守正信追腹
一天和元年六月廿一日松平越後守家来永見大蔵　荻田主馬　小栗美作
同子大六儀　御城ニ而御尋之上ニ而越後守殿ハ松平隠岐守殿江
御預ケ三河守殿ハ水野美作守殿江御預ケ　永見大蔵荻田主馬ハ八丈嶋流罪　小栗
父子切腹　小栗家来十三人其外嫡々ハ流罪ニ而退散

伝写し

葉隠聞書巻之十終り

葉隠聞書　十一（此一巻ハ十冊ノ内ニ漏タルヲ集記之）

一（才一）軍法聞書ノ内　始勝後戦ハ萬勝ノ二字ニ極ル治世ノ鍛練ハ乱世ノ武備　味方五百ノ勢ヲ以テ十万ノ敵ニ勝事　口傳

敵城ヘ押込人数立テ時ハ死ノ道ヲ不退脇道ヨリ通事　口傳

味方ノ手負死人ハ敵ノ方ヘ向テウツブシニ可置事　口傳

敵陣ヘ押附時本陣ヨリ又人立アノ右手横ヨリ何方旗ゾト能問トガメ可通ス　味方退ル時件ノ本陣ナトモ立寄人数ヲ通シ殿ヲスヘシ　上ル勢ニ向テノ殿ヲスルヘシ　同志ノ人ハ成合ト一ツ言葉ヲ掛ヘシ　口傳　又武士ノ心掛　掛ル時ハ真ツ先退時ハ跡ニナルヘシ　懸ニ待ヲ不忘待ニ懸ヲ不可忘

一（才二）物前ニて支度すへからさる事

城ハ何レの城ヲても其の虎口の先をすくしなとく

いたれしる時の所へ（もとゝ云）へうして鉄炮ヲ宗へし寄へし

こも方ヲも思案ヲ立てし、おのをすへく（とも云）へし、鉄炮覚

のこれとして時ヲと云ふ事ヲ時分一ヶ條最へし惣武士

前後ハ鉄炮ノ次第知へし

一（才三）野合軍次第ノ事

一 鉄炮　二段打　三段七備徒之足軽ノ大将ハ乙ヲ込ヲすき

先ちヲ可申ものと鉄炮ハ筆を可申ハ地ヲ射徒ハ眼ヲ

みなひ足て死性ハとき合ものと大将の是ヲ続行て志

まへし　鉄前ノ如く如時騎馬ノ士ニ一ノ旗之時右足軽ノ

兵具何く仕て言ぬあつかふものゝ惣鉄炮足ハ必時ハ勝利

必定

一（巳）忍法上手之事

忍法ハ第一修を引すゝきと志すゝ能ヲ志すゝ上手も思ふすハ

忍しハすゝきとて心をせへ候へし　再誠ハ君ノ如く崩しさし、

先へし　城家なるの時ハ手修徒ヲ一陣と出る時ハ第ノ二重ニ

服ヲもとて打ル二重ニ刀と手へし是を龍虎ノ形と云

一（五）甲之事

第ハ重ヲへしと心得て由るもの城家取

の付ヲ鉄炮大石大木なとて付置し時ハ少しも重ラフくてとし

一（六）月豊候而勝利の書ふこなり候ヲ

家之云兵法の博士ふ忠言之の博通を他得候而用ノ助也

浮鳥紀伝ある事と御心南ニ無人ニ遠遊ノ勝所来るを以下し
よそに往来の時助太刀なハ来る事ニ技ニ未ダ云[illegible]は月堂様なも
善ト悪ノ悪ニ悪ト思ノ悪善悪モ悪ニ不思善と云経[illegible]
らまて乱ハ感ちりもって御繁昌ニ致シ以乱御伝授なす候

一七
剱術中事も用不ル事
皮を切セニノ骨を切ル事　七分別ヲナラスハ能なキナキ事

一
柳生流　御和ニ合ヲ云ニ働ル事
御月ある和ハ寄ル乱ハ天井ある所刀数本乗セ時頂ノ上ニ
先太刀ノ刃を合セしより中ル事し又或時立本乗地に
なる所刀を御家て如く絶時言受ハ御兵法ニ御免る居威
とかしある御人様ハ立居ニ御作刀を在し申

一九
負又打ニ有之行違て時之事
向ふ世を云ハ片方なし物を云向ふ個付て云方
以[illegible]見遠[illegible]向ニ手傳詞と如く
へし往是云事あるハ損少を於て通て云
言ひしと云て論なく通る是借る口伝相手ニ遊ノ云
中と通段なるて[illegible]し又往向以手借すし（むか）者云向
て運二十之

一十
是論時なる事
取なるを書てあると向ニ詞とて是勝小悉（ノツ）云たる時
強ニを見て見て云[illegible]云へし

一十一
刀ノ折返シ事　附[illegible]本ツメル事

エミ穴ト柄木ト云ル迄ハ穴を通へし其迹ハ根作ノ先ニ在
ニ付ル紫革を剣とすへし　一説ニ二ツ目釘一ツハ鍔ニ紫革を
付一ツハ作ニ付紫革（カハ）を付へし　又目釘ハ柄並へし　又柄木ハ
（柚ノ木別ニ書）堅木ニ仕へし　二ツ目釘ヲ目とをしとも云ふとて　柄ニ
説ノ儀也へし　私ニ多嶋某ニ切先へ付ル大小とも二
柄ノ木ニくろけ目釘ゆるみなきやうにとけ中心（コ）ニ穴ニ掛け前後ヲ打也
栓を入へきまて　又柄木ノ内ニハ摩利支天武神之尊号を書
付へき事　又ツメハ紫革（カハ）を縄ノ如ノ方鞘口ニ鮒加減ニ結付加減
悪しきハ仕直すへし　一説伽羅ヲツメに仕ることもとこ　又ツメニハ黄綿（キワタ）
をし　刀試帯ニ内ニ黄綿黄付ね也とへし　干（ホシ）たるへし　大小袋
ノ裏　黄綿ヲ縫用ゆへし

一（十二）鍛之事口伝ニ在　小山源仲事
多年施術次所開人ノ所合ハ組合ハ山内刀工并南人金之
本紀ホ何も主兵之新町口書而二新町　大ノ内ニ多ハ小ニ記ス也
近年　町迄ニ小立事小ノ記ニ在也

一（十三）矢返ヽ守ノ事
説ノ矢向ニ中ル所ヲ蔵し云ふにハ加護ありし　雖人ぐしの矢ニ不中
名ある人ノ矢向ニかゝるへしと云者ニハ其護ある事ニ在

一（十四）織大縄之事
山中ニ在て大縄ニ云しとて櫻ノ木を割てかし大縄ニ用
名ノ大縄ハ作ることなき二口折ノ合せ目元の継ノあくとり
よりかけて結留し名を結留ハ下也

一（十五）風作之事

軍中ニ用るもの也 風を知る為め旗付てみて風上ニハ大をなけ

風下より向て入るへし 味方も甘用心すへし 敵ハ風を忌

故ニ風作を専とすへし

一（十六）馬ノ尺ノ事

地より四尺を定寸とす 其上より一寸（スン）二寸三寸ト云 四寸より上より一キ（ト）二キ（フタ）

ト云 タケニ余るをハ前足ノ爪下より髪ノ本ヲシテ人とも云

一（十七）馬目利之事

向より鬐をキル時前ニかゝるハカニ一途之 但こずしハ中気

又鬐キル柄子ニ口を顰ハ中半馬ニ嫌射を寄せて無益也 完也

向ふ見ハ花向とみて人の癖病ノ様也

血切（打ガ同トモ云）

良キ馬ハカニノチカラあるもの也 舟ニ乗ずとも也 肩肉を見て一ツ足

柳ノ葉ニ似たる馬ニ嫌ふ也 爪裏をみるへし 又爪ニ而見る

を請ひ出る也 而下の馬ハ尾筒をもつて

見る 尾筒ニハ其時曲をなすなり

一（十八）討手ことハ陣之時之事

此手之衆ハ先きとも 先之ハ先陣一足も跡へ先陣を進ニ立向ふへし（示日）

時ハ手ニ手をかけても侍ハ武士ハ前屋ノ足軽陣ニ入也

一（十九）冥加之祭

其記 西國之ハ先ンシ大坂ニ而留ニ人数ニ而つかさとる事 家康公御見物の様ノ事

西國之陣ハ先ん此度ハ此入如く候ことハ候てあるの様ハ

見聞文ハ石田とも左右ニ川表ニて 西國ニ

候ニハ中務基ニなり白道ニ成候く　家康公ハ一隠ニ而見へ申候也

被成置候所ニ為何申中無茶次ニ為其其後

一（二十）秀頼公ハ　家康公御孫ニ候ニ付

加藤主計頭清正ハ御頼ミノ儀ニ付殿之ニ京ニ付候ニ付

[illegible]付ニ付御供ニ時清正ヲ召ニ在ニ[illegible]諸事　家康公

[illegible]ニテハ清正ハ御死シ候由候へ共[illegible]ニ御申ニ[illegible]

ノ事ヲ[illegible]多ク刺者ヲ[illegible]進ヘシ[illegible]社領ヘ御進

以而ニ[illegible]ノ刺文ヲ[illegible]也　大ク九寸[illegible]懐中シ也

毎事　秀頼公ハ清正公御死去ニ御[illegible]中ヘ二汁十菜ノ

料理ヲ仕[illegible]川ノ[illegible]ヲ入[illegible]

（九）門指左右金[illegible]也

一（二十一）大坂陣ノ時加賀[illegible]人質ヲ[illegible]

加賀妻子城中ヘ[illegible]入家来大木七兵衛八十斗ノ老者毎日

見舞ニ[illegible]安[illegible]

出入[illegible]成時加賀ノ内ニ加賀殿ノ妻子ヲ入置[illegible]

[illegible]いつもの[illegible]時[illegible]也

一（二十二）立花攻ノ時大将[illegible]御使ニ[illegible]

矢合ノ前日御入ノ為柳川ヘ御使者[illegible]

[illegible]ニ[illegible]納（ドモリ）ニ[illegible]

[illegible]史ハ[illegible]振口上[illegible]背一ツ[illegible]

[illegible]背[illegible]柳川ハ[illegible]

[illegible]口上[illegible]

ウシロヘ引テ前ヲ出シテ女ノ陰文ニ行入テ[illegible]此同前

ソレヨリ[illegible]テ見ヨ是ヲ種一ツト成ル[illegible]柳門トモ云ハ

是ハ[illegible]口伝ニ有此義[illegible]ヨリ[illegible]ヲ

不足[illegible]又女ノ文[illegible]ハ陰ニ男若女[illegible]男根口ヨリテ

ヨリテ能[illegible]ノ人トシテ[illegible]ト人ヘ[illegible]ナリトモ[illegible]

悪口伝有テ見ヨ[illegible]有[illegible]陣[illegible]

口伝[illegible]評判シ此[illegible]女ノ陰[illegible]

是[illegible]陣ハ[illegible]所[illegible]ハ不足ノ同[illegible]

批判トハ[illegible]男[illegible]口[illegible]ノ[illegible]

士ハ男根[illegible]ニ[illegible]トシテ[illegible]

[illegible]不足ハ同ハ[illegible]男[illegible]合[illegible]人[illegible]

有[illegible]是ハ女人陰ニ似シテ不足ハ同シト也[illegible]

（一説ニ女ノ文[illegible]屋[illegible]又久[illegible]向[illegible]ナルヘシ）

一（廿三）柳門陣ハ時ニ此[illegible]元ハ家ト[illegible]

今[illegible]用意[illegible]何[illegible]安ク成ヘクトシテ此陣

ノ奥ニ七ツ[illegible]出ノ陰之[illegible]女人[illegible]シテ立ル[illegible]也

一（廿四）柳門横矢ノ事

[illegible]八[illegible]刀ヲ抜[illegible]我ハ一足シ引ト討死スル

ト見ケル所[illegible]軍兵一萬[illegible]数[illegible]

来ト味方ノ鉄炮矢向[illegible]皆[illegible]小勢ヲ

討テ[illegible]足ヲ射[illegible]時ニ勝利ト成[illegible]

[illegible]此時[illegible]横矢[illegible]討人[illegible]口伝[illegible]

一 六十五 山縣三郎兵衛の徒と安藤某批判しけり

安藤[illegible]ハ西柳川[illegible]徒と[illegible]しが三郎[illegible]

先ハ[illegible]之の不[illegible]十[illegible]之武三方[illegible]

[illegible]に三郎兵衛[illegible]

右三[illegible]先之[illegible]と云ハ[illegible]しけり[illegible]面[illegible]し也と

[illegible]云[illegible]合し時ハ[illegible]山縣[illegible]合[illegible]一[illegible]て圓徒

[illegible]仕對の徒し時ハ右三[illegible]先之[illegible]三郎兵衛[illegible]居[illegible]し

[illegible]中[illegible]口し[illegible]仕[illegible]

山縣の[illegible]へし[illegible]せ

一 六十六 安藤某[illegible]原軍法[illegible]しけり

戦場[illegible]しハ[illegible]て何[illegible]止[illegible]の[illegible]ハ

[illegible]の[illegible]之丈[illegible]軍法[illegible]

[illegible]ハ[illegible]城中[illegible]と我[illegible]藤軍法[illegible]仕[illegible]

[illegible]し由

一 六十七 原城[illegible]田[illegible]四十人[illegible]しけり

先手一口[illegible]一安[illegible]と[illegible]しが[illegible]し[illegible]

[illegible]味[illegible]時一安宗[illegible]の[illegible]向[illegible]思し[illegible]人ハ

[illegible]中[illegible]内通[illegible]人[illegible]

[illegible]原[illegible]之也

一 六十八 忠[illegible]しけり

一安宗一安徒[illegible]君の[illegible]し[illegible]を

[illegible]しが大[illegible]一安宗[illegible]一安徒[illegible]ハ命を[illegible]て[illegible]

二手傷斗之仕合之御人を出し候ハ命を捨ても不惜一生

骨を折候之忠節ニ者主君より御感ありけれバ其身安

く過居を始事あらバ役に立とて付候ハ除くしても不

叶儀也　其身之器量ニ応之家中之形儀の主君に候へバ此所也

是ハ主君の御為也ニ忠節なり　是れハ皆其精誠有べき也

何事も其身の不服を申出しては不忠と云へく候

一 廿九 [illegible]御物語ニ

[illegible]士ニ而噂申ニ其身[illegible]しけるに武第一也と申ても[illegible]

[illegible]いたし候之[illegible]候之[illegible]

[illegible]候ハ一段[illegible]候

と云ふ也　仮令[illegible]も[illegible]ハ[illegible]力有之と

然りける也

一 三十 大坂御陣之時　家康公物見ニ出給ふ所ニ

御傍衆ニ休れ、御茶を被召上候所ニ鉄砲参りて

[illegible]何某御前ニ畑を押而[illegible]

鉄砲[illegible]ニ[illegible]文字

江戸之方ニ[illegible]候之[illegible]

一 卅一 武田信玄家来十三才ニ而　家康公を討んとけり

家康を討んとて忍び之廻り候　信玄公御家来十三才ニ而　家康公

を[illegible]に入らせて刀を一刀切兼候し　家康公ハ[illegible]一刀[illegible]

[illegible]

[illegible]　信玄ハ[illegible]

一廿二 小宮殿喧嘩之事

唐律詩歌會ニ面々参を乞いと小宮殿ハ細川て[illegible]縁ハ挨拶

仕ニ付細川押通しけるに小宮殿ハふくと[illegible]しに老

よしハ拙者ニ細川殿ニ討して頭し此防中ニ[illegible]奏之節ニ

面しし[illegible]打出し中書ハ字事ゝ[illegible]と挨

拶ニ[illegible]ふし候分ふしハ拙者経を御存されハ白[illegible]

出し引包大会監ニ[illegible]付させ辰て唯進行ニ[illegible]

一廿三 軍中防柵之事

蓋至一義おいて鼙鼓を記して[illegible]席穴ニ[illegible]見之計

軍[illegible]にて[illegible]れハ鼓[illegible]事也

一廿四 周公之[illegible]也

鼓ニも此時主君ノ黒[illegible]ニ[illegible]龍を出すへし周公

知時宜を以て噂之

一廿五 中野神主物語之事

一一代要記ニ云[illegible]二十一[illegible]人道[illegible]

一神名帳内ニ式社十七ヶ所之

一神名ニ被夢中ニ[illegible]山不動分[illegible]成

奈良[illegible]川守[illegible]と申事

一[illegible]南人積[illegible]一所不[illegible]を

遺し[illegible]王[illegible]アノ勢力ハ[illegible]を

[illegible]之神名用[illegible]三山峯中ノ色ノ[illegible]

[illegible]しても

一 廿六 鉄連り征敗し時両武志ニ居ルニ有ルか中 弁 女房御かし申

辻ノ堂辺ニ住並ニ於て役し虫語ニ候ハ志戸ニ記も上ラ申

ゆ女房抱ノ奥を相見是程ノ語て多ニきこへハかあらく出ていたし

志戸守しつと成住並ニ於て於家ニ於遣（ニ）ノ末ニ於てニて一ハ数して

居候し家向ニ参りてこし申候得は出合不申候

又或時女房後年ニ一郎ニ食を喰セ申候ハ右多津ニ中子年子逢

頭取て呼ニ女房候て版を破水候て以男か自身其心

下女ニても有りし也陣ニハ相残し也又嶋原ヨリ一戦ニ及ひ前後居

ニ戸居候所ニ菊池殿ニ志戸女房ニ而ガ小姓ともへ参候ハ

其外とて鉄（ニワカニ）ハ薩摩抱ニ相見候へとして主並へ此家ニ成候

其ノ頭（主義）を進散ニ候薩摩勢ハ討死仕候ハ此也し也志戸守也之

西国西ノ九奥ヘノ俾兵庫頭し也之女房ハ大力ニ候之

一 廿七 肥後薩摩後ニ而ハ候得し 女房にて候由へ

俵ニ条大合戦候ハ出陣是ハ越候ニ而於振乱隆信神山

ニ而命ニ至以同候候緩しニ而右同候ニ陣ニ至

ニ思召後是しニ名深ニ以而御座候ニ而相し小勢ニ而ニ而しても

ニしや一統ニ義ニ而討以候病死ニ而しや

一 廿八 立花宗茂御事ニ申

嶋原一戦以後薩摩ハ筑後ニ而筑後を取入筑紫広門陣を

戸次道雪を討れしか其時し立花ハ戸次養子故を柳川ニ而

子ニ而岩屋ニ籠城が七百ノ人数ニ而薩摩ノ伊集院忠棟合

戦を返し薩摩ノ五万ノ勢ヲ切崩し筑後門を進発ニ而仕候

一（卅九）追電とハ申之將軍より三尺ハ九引ノ氣一物にて川風作ゝて
三尺を取安堵しけり
柳川一戦以後　西屋ニ將参ルゝ和ヨリ千外ト成ル
柳川ニテ五万石ノ奥ヨリ内十二万石ヲ應　咄ノ　下ノ中ニ成ル為
由作安堵なされて

一（四十）後悔しけり
後悔とハ若ハしテ　如ハ無之我人後悔なき様ニ有へき事也
さ見とハ　我別ノ了言能ク分事セシ又後ニてもうると言ハ京ゟ
言而ルけ得ハ無事さ云事ニ顔ゟ後悔すゝてヽ
能ク言而言ハさる後能けト言而と言ハつめ子細也

一　中野神右衛門子孫ハ末代ニおよひ申也
子孫末代ニおよひ子ニ申らし多功の者指手添　侍中ゟ草履取迄
馬乘ニても其器量次第下され　馬之ゟ草履取ニてもけうくもて
行しにかへし申間敷と申之

一（四十二）山本神右衛門善忠申候
一　侍ハ人ヲ持ニ極り候　作ハ武士ノ如くなるものと　仕へさせ
中指一つハ櫻ノ木ノ揚枝て武篇者之作之
一　百能一心　　一　内ハ犬ノ皮外ハ虎ノ皮
一　忠節筆ニつくされ礼ニ從ゐ申て　　一　芝ハ馬ニても歟
一　焼物ゝ虎ハ猫　　一　人ハ一代名ハ末代
一　めんどひハ仲直し
一　金銀ハ求れハ有物也人ハなき物也

一座悉者ハ後隔　女ハ尼トたしなめ之

一一町ノ内ニ七歳座ニ不ヶ男之

一知テ四ハ私之志テ下四ハ法之

一一二男思れい八方入ル

一東ハ松ノころにつめ　　一一ヲ以テ万をさとる

一種ノ下ニ在ル人居ルカラテ三有ル也　　一新田家志ハ由之

一人ニ示ス大口を明セ仕つり下ルテ所ト南ヘノ衣服ノ下ニ

てま〳〵し

一営ト甲ハ業ちがうとかふ〳〵し

一死病し附ニめしき病之〳〵と　神気下いたれ方志ノ戒懸

うめきしきと居テハ悩して　徳こうめを居ル結て

一中野神鷹ハ下人ヨ〳〵おろかけ座云いふ〳〵だしくらうてし

しや

一（第十三）鳥羽太子忠盛ニテ

菊屋ニ而給へ読れうけり給遊　那須し也　ニ而可為明石法説

下ニ而寛　三年　相模少将ニ而久大子ニ住　堺ハ思入給

を読り給ふ道〳〵懐中し　一通と大ニ給おんて大子忠命を助

下し而　堺ニ向テ東屋ニ法説近ノ中しる〳〵きとめ丈ニ年

ましし〳〵とかけし自叢也てし　縄下少て木戸口門

ニ而ケ爭し　ハ東屋ニノ由丈ニ給大子忠ニ不運ノ方ニ所存

明ニと法説下あり　信ニ於乍しヘ上ニしやしり包切割し也

一道を通る時　秋花ノ方を通る時〳〵ちうか

擬ノ行ハ是ヨリ後ヨリ中ル道中シ悟ル道ノ左右ニ
左ノ本ハ儀ニ相済ナリ

一 四十五 先後様而相得之ナリ
兵法ハ威ヲ経テ討之シ向ハ威ヲ捨テ付附對スルハ
リニ勝ハ後ニ運命之又威ホヲ入テ入レ威力ヲ
マリ附シ明離ノ時ヲ大事ニ是ヲ見ト定ヘシトシ

一 四十六 箕月人地得ナリ
出陣トハ筆ヲ代袋ニ入テ取之シ帆兵ハ動下テ其ノ陣ニ立シ乱
ヲ半めニ入テ七陣トハ乱出来テ勢陣モ入テ陣ヲ乱シ時勢
陣弱ノ相ニ入テモテヘシ而ルハ黒ヲ見テ陣キニ何本ノ下ニテ
カラハ向ヲ見テ弱キ之

一 四十七 生死ヲ離ヘキ事
武士トイフハ生死ヲ離レ道ヲハ得ナリ依テ云フ万能一心ト
云ル不心ノ理ニ中由迄トシテ実ハ生死ヲ離レテ有ナリ
ニ其事ハ以テ理ノ有ヲ絶シテ有之之萬難理ハ道ニ入ヘシ
縁キテ之

一 四十八 何ヲシ相交ヲ縁ト二ナルトハ云ナリ
能居ハ皆勢気ナク相シテ居ニ二ツナル氣ト我
ハ道中ニテ氣相テ有相ニ不意ニ有ヲ重量也
ハ引テ言ヘ相ニテ行シテ入レ以テ相手ニテ陳ヲ入
カシテ上ヲケ而仕テ面相ニシテ本加語ナヘ是ナキテ
ニ仕立シテ上天ノ子頂居スルテ死カノ立アノ

志とくれても知ハ弟し　記めし　ゆるし年号し　血力ハと

刀ハ書て家と家とつゞける也　親とも違ふとも　知りくとも

傳は主人対し申ト　無常ニ付傳　貼置ニ　一日也とも此ニ

ども家傳を貼すれハ外生之　思ニてゆるし剣相と誓状と

ら行と二十射　此人記て　少も疑ゝ事も無し　とも多

申候と一子相傳　家生ノ中事と相伝は挙とも大相果とも

申し此様に成　しかも秘事也　申しと二十日　相果とも

一五十九　雑区馬しるす

加賀清正殿解ニ雑区馬と云ふがんじがらめ疑馬也

二毛ともて蔵馬と頭上し　又竹串ノ様ゑ女し云字と成る

清正一疋の毛ニて　時に用ひて　めしたる也

一五十　不明　ゆづ大事相伝に候事しるす

江戸大矢数之事　しかし　前的も有ゆ大傳書部（ミツミリ）結してゑ

ゆまてくと道通し　しかし　ハアノ所ハ日ゝつて大矢数を入ハ前之近く干将

花より錯出るて申しと　中北将る　利の事なり

一五十一　弾丈清光之鑿美之事

ゆうしきた矢之勝負し射ハ上文ニ相成　之用心所付しく

丁御所に行りしに能越　封文大ゆ出来　画て延升丁と為

候ておもて取候物両ゟし此様直　上字一筒く加賀ニ大慶

ゆゑにあらし也

一五十二　心を流るゝ事　ツノ之　師事之　ニ之後ノ時し　日当之兼とツヨ

外れしきし　吉田流しらてツノ之と見とも　猶尤と思へし

五十三
一 右手縁七ル石武者返し時 手前ゟ切ル事ゆへ何ゝ皮引候ゆへ
膝際ゟ引返ノ切所 砌手前返 跡方へ返し申スと下ニ
前方ヘ跡ヘ返テ揚ケとゝ払シ乄 其ニゆへさて取返セ也
又口人ハ川波ニ付 道中ニ而立行ニて多くえとニて行通
二ニ人隠レ玉ヘ 擲シ也

五十四
一 武夫たる者ノ云 抛死ノ所ノ士と具足をとゝめさハ無事たゆたふさ
中又具足ノ緒縄ハ不入 甲と脱し 味方し 首ニ討テ
能々行也之とし

五十五
一 首をとらんとする時 小刀を以 首ノ骨ノ節ノ下ニ十文字を引テ
首武士首をとりて下ニ 奥書ニ記ろうてとりてを
武士奥書ノ通リ 手を口ニ入て其對治ニ立手数ノ事

諸ぬし也

五十六
一 死屍ハ地界ニ非下　　ハ老臣云ハ 我死後之 仕置書之也
うきて抛し 行具ハ書之不足ハ同 和ノ宗法大名ハ
左者之ニ病中ニ而候ハ 唯をもて納具アリ
少死て 此一ケ条ハ其上下ニ其申国ハ 来ハ其ゆへ乄

五十七
一 首帳ノ執筆 一番首を取リ二番首 二番首
右ノ事し 私ニ武者ハ進ニ書て 速ニ記也 文
一ツ首をと乄 又其日 一ツ取ハ一ツ首て 取成ニ驚と
二ツ首ハ二ツニ 付て 首と

五十八
一 此者正陣上取返事ノ 兵衆ニ書し時 立テ申し
東ハ 取手取ノ先年思ハ 大数ニ且事也 実ニ際ニ付と

させし　兎角申之しかし　[illegible]ニ出して[illegible]
より、かゝる事之　権現様関東の陣を張らせられ　そしかしも
五十九
一　中根基太夫申しハ　長篠[illegible]よりハ　三方[illegible]と[illegible]を一万[illegible]にて
うしろハ後にあるまじ之にて　[illegible]あがらず候[illegible]
六十
一　古[illegible]様御在世の御節　立水返りの様段をとらせて　こざす
重[illegible]ハ此の事にて付たるハあるまじくも　賀来つてかゝる文面
取ても　ありしとも　あるまじくも　十代ともに続もなし　進して出しまし
一　山中ハも久しくまし　しじといひし也
六十一
一　先年　[illegible]大夫申しし時　老翁云　[illegible]御座候て[illegible]
此つとも　[illegible]ハ[illegible]て　[illegible]にて
[illegible]かゝりて[illegible]文[illegible]の[illegible]にて[illegible]

此の[illegible]ありとも御[illegible]中　山[illegible]人ハ　[illegible]云　[illegible]
[illegible]　老翁云　[illegible]日[illegible]も　[illegible]て[illegible]し
[illegible]少し也
六十二
一　前大夫申しし時　老翁云　[illegible]少々[illegible]候　[illegible]
[illegible]也
六十三
一　夏目[illegible]人[illegible]近代の事をいふて甚[illegible]し血くさき
[illegible]ハ一度ならず二度ならず[illegible]て[illegible]さるゝ　[illegible]
含人ハ上手[illegible]人なり
六十四
一　黒田三左衛門親　十八才にて　如水入道と[illegible]　関ヶ原[illegible]
[illegible]しも　来り黒田家老三左衛門　[illegible]事を
[illegible]誰も知し[illegible]　[illegible]道之一

ニアリシハ[illegible]ニテ[illegible]不[illegible]上下ノ人數可

統トテ此シトシタル事ナル也

一（六十五）太刀作法顔ヲ飛ハ[illegible]縦ニ思ヒ[illegible]威勢[illegible]ヲ[illegible]

東ヨリ又[illegible]ヲ出ス也自カラ出ルハ二三尺程[illegible]太刀

シ身ナリトモ[illegible]ル者[illegible]當ル事也[illegible]

出シ[illegible]ハ二三尺[illegible]位也[illegible]ヲ[illegible]

面ニ向ヒ其ノ備用人ハ敵ヲ半身ニテ[illegible]思ヒ出ス人不[illegible]

如此法ニ[illegible]其敵ノ[illegible]ニ出ル[illegible]

其中ニ[illegible]也

切捨[illegible]千以後[illegible]也

一 其善[illegible]　旅人往還シ[illegible]

住居ハ[illegible]ノ人德ノ為也一國ノ住居ハ一家ノ[illegible]一國ノ為ニ[illegible]

國ノ[illegible]他方ノ[illegible]ハ其[illegible]人[illegible]テハ一ト謂[illegible]

二十不[illegible]住居[illegible]也

一（六十七）顔張獨見杯　煙霞如見青山　雨後如見晴天

一（六十八）勝落[illegible]義[illegible]ノ裏ノ[illegible]一

ツノ[illegible]一ツ[illegible]取ト[illegible]也

一（六十九）使者ニ行口上取違ヘシ時遠慮[illegible]也[illegible]遠慮

其處[illegible]云也[illegible]ヘシ

一（七十）取口[illegible]道中[illegible]刀[illegible]馬ノ首ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

ありしに金子百足をとられし事ニ而[illegible]て[illegible]

（一説ニ新右衛門[illegible]の前ニ[illegible]出候人（出家）[illegible]を来[illegible]て[illegible]
此後年々出入[illegible]有之也）

七十一
一 慶雲院先住玲宝和尚七十年 八十歳 浄信様御代より[illegible] 山林[illegible]て 士五六人[illegible]
浩とのへ[illegible]ハ一万 樽（ツキ）[illegible]とのの御沙汰有之候由

七十二
一 御子様方迄も[illegible]御父子や位にて[illegible]由 御懐しく思召之由

七十三
一 下馬井伊掃部頭殿 扨[illegible]殿ハ判形を[illegible] 屋敷ニて[illegible]左と[illegible]
豊前守[illegible] 判形[illegible]
[illegible]判形[illegible]候由

七十四
一 水野出羽守殿 扨[illegible]殿[illegible]人[illegible]が[illegible]
[illegible] 出羽殿[illegible] 世中が
[illegible]
[illegible]由

七十五
一 江戸[illegible] 又[illegible]
[illegible]
[illegible] 金[illegible]
[illegible]候由

七十六
一 抜[illegible] 江戸[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible] 一[illegible] 金三両

あり也此義有之は一き奥ニ活劍殺劍ニ三百五ヶ條也
五百五ヶ條の内ニ書ありと是を遠州より習ふ同
所人と申也　（同流ハ前より少し方ニ傳し也）

七十七
一八戸翁と云者新陰流を習ひて裏傳を書（此柳生角左衛門又作左衛門元八郎の傳也但し後迄傳ハ此也）
隠し居る人ハ若き女房一人居りしが一書を與へて去りし也故ニ
二十にて稽古をめさせ一書ハ鈴木氏寓居の所ニ歸懐ノ所法
をりそへて一楽日ありめ　書ニ云ふ此百忠追ふ也
此先女ノ人居る而て至る書ニ稽古と助言す女ノ史ノ母至て
稽古をめして後宮様ハ思ふ女人の死罪ニ傳也

七十八
一柳生新陰流之奉勤し此ト太閤ニ一向門路ノ侵傳所ニ而
達し書ら取ケ寺ら百姓ニ而て帰し御細ニ而ていも由

十二日出て外追出に行く事有り此流新陰流御太子若年より我等
ハ此書を定むべし出合太子一通新陰流ニ於て我等も此事を其親昆
其以下出る合せ作り上書史傳を定むし也
（此大子十四年時　稽古三年表書修行人ニ於てハ一向[illegible]
年はこれらの傳有様有之）

七十九
一鴻原組　書ニ云藤戸と號し一ヶ年也人合戦也此水町母後此流
と云ノ合戦大将として合せ噂して歌し奥印毎人ニて面白き事也

八十
一嘉兵衛一切に備へ借り月ノ事ニ而致す

八十一
一高法出て戸川氏先陣細川ニ思四也此事父ハ長忠彼は之事
此と傳えて一所ニ細川先陣し也

八十二
一方位ノ事　迷悟ノ文之　書ニ馬文金剛經ノ四句ノ文之（一切有為法）し

八十三
一塩田加賀守殿近習し此者出て[illegible]帆を見て[illegible]

みてなてこのまゝこそてらし也

八十四
一 大友八郎刀備前兼光二尺九寸之　古蔵ニ様しにかけ如切なれは
成安茂兵衛ニ而下　二尺五寸によき様ニ之ハ無類之切物之故ニ大切之
双ノ刀欲ノ由申候ニ付此ニ而候ハ　切ル所改メ用ル時ハ本ニ而相求申　右之刀
江戸ニ而大事ニ焼失之大事ニ存候ニ而　諸ノ日数ニ売ニ付し　後ニ出ル判金
五百両ニ兼光を求め申　太刀ニ而有之候　申猶出候

八十五
一 勝茂公御肥後ニ御座候時　吉弘ノ刀切物ニ候由ニ而一腰申請候ハ　後ニ
大乗院様へ御献上ニ而後甲斐様へ被成候而　其後ハ三尺下ニ造り候

八十六
一 鍋島舎人木佐居申候而　大坂籠城ニ而　肩ニ鉄砲御国ニ残る
御帰陣後其　子孫御代々之

一 主君御大事ニ付　筋目ニ而　其命代り也　此三者ハ一人も有まし

候とも是ハ候ニ而ハ一大事一番ニ　重之書　御候ニ而ハ一大事一番ニ存候ニ
残り候ニ付ては　次信ハ奥様へ被召　時秀女向ニ而被存候
大事之向ニ而後ハ命を捨候　一大事我等御代ニ是も申候
立直申候　おゐて　鍋島義経御大事ニ付　末代まて
名を残ス為　命を捨申候　一命を捨とも　是も先祖
仕候　次信先を掛候　一人にてなし　最前之候　仕候
一人も無之　此は是也　御小袖を被下　側近　動
候ハ　継信ハ御家之

八十八（第五十七ヵ）
一 敵謀し強弱之様　烟鹿如母君　西鹿如見晴天之
此見之　其の弱也

一 其縁之安船之時　此方ハ切れ込船ニ其まゝ　其手ニ組之

三毛ノ毎日蝮尾にて 異形の刃ハ 家伝の由ニて 来二被切れ

申ともし（ハ毎云土ノ刻飛しお傳り逃り形ハ女の方申ともす

一毎夜申しハ同様ハしり往き来て塀見てハ加賀ま 御所申し候ハ 去年

来ル病し隠し座鋪加賀迄ハ 御膳の待候 其御供し 泉殿迄ル

上私の往と参し 御供 御供達参りて参り候ハ 甑様居る

思召切申し御入る 故証進書出来申て 申

九十
一名乗のも三ラヲを仕り しも高く申し出る御事しるし候

九十一
一宗讓（襄）御兄弟信の御信 拙者儀も仕り候所 宗意 七日大事

十八才大事の御事 十九才ニ成候かり御 京中ノ魔道

御暇請し仕り 同様京し出た御手る 先を 大事の御つと宗旨

奥にも置へん御付候しし行 右鬱迄入申しも程御つと存〆

宗襄へ以後は 皆命を限（カギリ）りと承候御様にて 一人も被下まし

しり有る大津濃成り 去ル又の道し候て 道筋機嫌伺ひ 不しも新く

様と見え 左の方ら返し候し 様ノ待分見え 待申し申 御出候

御成り 女院様ぶ 御中着物被下被下 文御上京誘ひ御遣（

参り御家をとこん見え帰 様子とも中申 大事の御用参りなる

十切入（ハ付上ハ御の刀様と 仕りし 御様へもしる 御座て参る

見て参れ 御参る様所を 御入根藤御様 （ともしる 御縄下て

如し 御着出て 切腹申 也

一武維思ひての細工 物語見る事に申 御座在候匠任出来 六〇十

ち御覧宿主し娘と 御様付候し也 次方々細工 [illegible] が出

家ノ刻ひ下とかぶみ有て右 治兵衛 答ふ（ハ 年寄り役申し上 九三

仕舞節ニ出て　打掛ノやうにしつゝ序二三段引さしへ申し　如三月能楽
是ニ脇仕舞下りと候ことも来本刀を指拝　持引舞し脇能ニ書
下りとも仕り候近年しも去尾まで付脇前えて申す見ル脇
去候て但ニ申出太鼓者なとも前　引脇能を返してと脇書
しと之前　押之ニ八條之人をまへ云ふがおよそ押付て二刀、
何ニ能ニ候も去候ニ申

一九十二
山ニて申にしも使にて可申候　右之可ニ是ニて去候ニ前葉
具見ニて申にもねカ脇も何て　太鼓仕ニ申に付候中ニし後ニ前に付出候
去様ニて「ハ能世ニも申候ハ脇にて云　太鼓にて去ら
申ニもはしり始め去ニて具見なりても申にハ　らて生を分けて上使「
下ニ生何ニ可ニ第し　ハ不申聞去にしも付しも　付て付にも付しも

前ニ謡ニ三番目ニて　太鼓若新横ニて謡数さえ申不
来て頭ニ見えし　去輪打て手但ニ秋写　謡数去申返に如く
何にも仕脇の流の手にも可ニし　申ましく候

一九十四
小葉右之尾に付　小葉と拍の様に候是にて去候ニ無
而同之事下仕候ニ候ハ中ニ去ニて候ニ候て八様見
申ニて右尾付申

一九十五
若衆今量ニ人ニ云　太右に若衆ニて中下流申
候、道返能ニ付し去ニ中ニ出可ニ若衆ニ候ニ引九
若衆ニ何ニ去ニ八の分が可聴ニて家長久し去ニ候

一九十六
是掛　程ニ候之人ニ付ニて同ニ人ニ去ニして
小是ノ付ニ付人ニて去見ニて而温和ニ見去ニ可ニ無

佐久間美作守

一（九十七）正徳五年　九月　八日居成候

一（九十八）自火之儀　新兵衛事了仕候ニ付居候小大工方出し候其
し時手〻悪敷候処火出し所〻諸道具一品も出し不申
焼捨ニ及候然ル処火を防候夜ニ時丸焼仕候仕損ニ
有之候ニ付いろ〻申し悪火事うろ〻之上ニ而相極ノ旨申上候
其方家悉く取開く男女共ニ離れ出し候[illegible]江戸御構
ニ仕手其上離して了り候ハ其上太井ノ地住居候可被下置之

一（九十九）成松新兵衛治兵衛と云男新十四男ニ[illegible]取調御郡内
いけ之ノ莫達之[illegible]之旨と[illegible]相果し以
志ア候ニ付志ニ候[illegible]と[illegible]新兵衛切捨ニ相成

之兵衛上申候被ニて様不被申　新兵衛ハ切腹ニ候　諸武ハ好子
新兵衛共男取又五人之者新兵衛并諸方死罪切捨之
此時御沙汰〻口傳

一（百）岸十兵衛と云者兄弟手紙陣國ノ[illegible]御勤申候今
年内御免と成りし也　勝茂公ハ元日より入し御免許
御と四月利谷津田四千石[illegible]并力故三千石[illegible]御用之
中外堂　城中が楽ノ山て五人之者津田四郎左衛門也

岸四郎左衛門（百七十石）権兵衛
├ 十兵衛（[illegible]）[illegible]（[illegible]）右衛門（[illegible]）
└ 右衛門　[illegible]　[illegible]人[illegible]

仁内

一（百一）中野内匠組之御徒足軽山口安太夫郷之助内匠[illegible]年[illegible]

出よう之事　出て余程宜しく手ニ出ハ出る迄ニ太鼓ニ付

其所居て中ニ而其足ニ法則ノ所作ト手続キハ八孫程と

請ケ居候也　但根ミ之くしてうけ候ハ此外ハ所ノ大様ニ致すと

よごさす候ハ　如勝甲冑ニ而候ニ之あしくハ見てうゝ有り

其弱キ働りく也ふし　又足あしてき大敵ニ一陣ニ付込

有らしく大様ニかせ候て　如勝甲冑ニ付て所其外ニ所と

付し音せふし敵内ニ往居居ノ間ニ外ノ道ニ付て是也し

此様ニ仕居ノ行ニ廻を作り同前し此すも中ニ付き前ニ側ニ

所と出入し其ハ出て合所ニ音せし　又将兵ノ器量ニ及

手動ハ之所ハ無ニ而陣中ハ暁ニ出ニ至ハ法候ニ付く間道も

体ニ而中　相違ニ中カ外し此ハ其て敵中ハ候大将中ニ出之ハ

此外の敵ノ勝負ノ手立ハ親子兄弟　敵中ノ勝

と付きの出し其之し相違有し也

一百二
一　右又器量在　備中ニ勝負ナリ兄ニ及ハ大将中ニ満勇之

右之事と付て有り子息ニ及ひ器量ニ其ハ器量

もしし来切ニ又ハ我等ハ其才覚ニ付ミ　且又種ニ有之

中ニし中使ニ行有事大将ニ付り候ニ而是て切勇ニ而之し

為其切と能ハいてハ勇ニ是也し　此し　うしても

一百三
一　器批判ニ勝負ハ中庸を以て　兵ハ器量　勇気

兵庫　名州市ニ定　将器能合人中野　間道　口兵書　大将

兵ヲ取くしもふし　又　勝兵ハ其人　間道　兵ヲ之人ハ兵術

此しも佛名有て　西月見　付也

一百四
正徳三年　七月十四日　浄[illegible]寺[illegible]人　[illegible]二　浄[illegible]中
嘉[illegible]支度仕候　喜[illegible]　源五兵衛を　来十六日　[illegible]
存し[illegible]ニ而候　[illegible]　[illegible]近江[illegible]持参[illegible]近[illegible]
を見合[illegible]十六日[illegible]ニ[illegible]化[illegible]候[illegible]
之内[illegible]十六日[illegible]を[illegible]　[illegible]十六日を追[illegible]
[illegible]仕合ニ[illegible]候　同年　十一月　十四日[illegible]十六日[illegible]下
生害[illegible]金[illegible]追放三人[illegible]仕合
[illegible]田[illegible]家[illegible]仕合[illegible]

一百五
正徳五年　七月　[illegible]近江[illegible]
女房[illegible]　[illegible]女子小屋ニ　屏風を立　信濃守[illegible]
[illegible]人[illegible]　訓[illegible]掛[illegible]人[illegible]野[illegible]　切[illegible]

伊勢守[illegible]申し　刀を[illegible]向[illegible]を　一刀ニ　切伏申[illegible]
逃申しと　追[illegible]人ハ[illegible]中[illegible]　切殺申し[illegible]

一百六
宝永七年　[illegible]良市[illegible]川[illegible]
[illegible]人ハ[illegible]向[illegible]
[illegible]人[illegible]市[illegible]母[illegible]市[illegible]

一百七
正徳四年　[illegible]　[illegible]人[illegible]　清[illegible]代[illegible]
一[illegible]先例ニ用[illegible]　[illegible]池田[illegible]
[illegible]之例[illegible]青　一[illegible]
二[illegible]
四[illegible]例[illegible]
[illegible]青[illegible]

若黨舍人[illegible]も同しく[illegible]早飛脚[illegible]御祝儀[illegible]近

在所[illegible]馬代[illegible]先例も有之[illegible]

申上早速[illegible]江戸屋敷へ[illegible]

月番[illegible]豊後守[illegible]

今度馬代[illegible]國元へ[illegible]

江戸屋敷[illegible]

大坂[illegible]

[illegible]

右者[illegible]

大津[illegible]

[illegible]

旧例[illegible]

豊後[illegible]

一（印八）何事[illegible]

[illegible]近江[illegible]

[illegible]十人[illegible]一人[illegible]

江戸[illegible]江湖[illegible]

[illegible]

近江[illegible]

[illegible]

[illegible]江戸[illegible]

[illegible]

喧嘩ノ媒ハ[illegible]しゝて万[illegible]様ニ申也

一 百九 小刀や其外先歴ハ大坂ゟ来り[illegible]京ゟ下り清田ニ居

候ニ付、安藤氏[illegible]

[illegible]（一説[illegible]）[illegible]

一 百十 [illegible]

三[illegible]

[illegible]

[illegible]大坂[illegible]

[illegible]

[illegible]一[illegible]

一 百十一 [illegible]

[illegible]武士ハ[illegible]三人ニ討死ノ時ハ七十[illegible]木村 イ六

[illegible]武士ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]水風呂[illegible]水ニ[illegible]入[illegible]

[illegible]湯[illegible]一[illegible]

[illegible]文庫ノ木口[illegible]大[illegible]

[illegible]火[illegible]

一 百十二 大坂[illegible]

[illegible]

[illegible]一人[illegible]

[illegible]十年廿年一役勤[illegible]

一（四十三）後宮源[illegible]中宮大津ニ馬ゝを[illegible]新[illegible]し[illegible]

[illegible]

[illegible]也

一（四十四）萬里大納言隆[illegible]之罪ハ[illegible]壽[illegible]

[illegible]上[illegible]二年水[illegible]馬在人[illegible]

[illegible]緒[illegible]精[illegible]

[illegible]也

一（四十五）武維[illegible]人[illegible]根[illegible]社[illegible]

[illegible]也

一（四十六）淨妙[illegible]しハ[illegible]世尊寺[illegible]ハ中[illegible]

[illegible]

一武維ノ三才ハ[illegible]丈ハ河原[illegible]

中[illegible]先年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]主人[illegible]

[illegible]一[illegible]男[illegible]

[illegible]人と[illegible]上[illegible]女ノ道[illegible]

[illegible]文[illegible]女房[illegible]流[illegible]女[illegible]

[illegible]我[illegible]男子[illegible]

[illegible]合ノ[illegible]切[illegible]

[illegible]丈[illegible]人[illegible]

[illegible]也

一 南光坊ハ其日有之人ト云 直ニ懐劔を抜 寛[illegible]
少仕合様子を承り候ニ付 天下ノ為ニ[illegible]石ノ[illegible]
能く承候而 [illegible]を 書置 此[illegible]代ニ而 儀り[illegible]
[illegible]出来ニ付[illegible] 金[illegible] 諸[illegible]
仕也 [illegible]

百十九
一 信玄ノ弟ハ[illegible]勝手[illegible]
[illegible]ニ而 信[illegible] 七[illegible]一人[illegible]
口を叩[illegible]
百廿
一 岸村十[illegible]大塚[illegible]
一[illegible] 村中[illegible]
[illegible]廿石[illegible]

一 諏訪村市右衛門ハ此南村元ハ七島村ニ而 七島伊勢守様二百石
ニ而御知行ニ而 七十年以前 百姓十五人一人ニ而竈を[illegible]
[illegible]南村ニ住居[illegible] [illegible]ハ村中
[illegible]仕[illegible] 村中[illegible]二百年
以来[illegible] 市右衛門[illegible] 十五人[illegible]
南村ノ[illegible] 是迄 [illegible]（敖カ）[illegible]
[illegible] 割札ニ而 廿年 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
廿四日[illegible] 村中[illegible] 又[illegible]
諏訪村[illegible]

なりぬ也元日との祝儀に年玉は付　歳徳の代に年信に夫ヲ云

作は　御代並に兩者をそへ付（年中田沼出生也ノ和徳草中ロリ初集ニ作ル云々也て）

一（百廿二）志戸度関本出集家人ノ語を見なれて家人とは何事ノ事

なり也　山中ノ事ノなりけり　物也ハ常住ニ武士の事也

あいに思ひて出難の所にしまして後ニ持ノ所作也又役所も過

迎ふてし花ノ手を業ミけ死罪ノ事也下蔓相守ヲ語る

被伝ありて後の事ありしものなり人ハ　田の中ししに何ししにてしかも

世の中にに志深くもれぬ業にしてとを語らしけ報也也

一（百廿三）吉谷係吉野の花の人との供　雑役の勤にあり　直言は

御出家に出ある也ニ女房施しの陰所にて吉野ノ家（ケイ）を悲み

仁和の書さしかも近年ノ家督ある　万億と附の所ヲも吉野ノ縁

ありてもしまらぬ所の霜に作事しみ下馬不作移にしてし出家　云々ものあり

の祭と人めに生年悲ノ宗をしあらや

一（百廿四）物云ノ肝要ハ云ふなし云ハメて云へハ一云ても云々ハ内の也いふて

出なりけりと云も家の家とは道理解すれ所なまなり　をもて口にすし

為と引しかん用なるしるし名也とて

一（百廿五）念仏ノ行ふは出入息に仏ととなふとめて名号を唱ふる也上人（出立云家）

と念ふるの事出し　主君と念ふる象のありと申すと

一（百廿六）死際ノ解なハ曲なりし例多くし日本口をさかしきなし死場とは

前になしハまふノ勇士なるなしき事　あれとしして

一（百廿七）山木病神のなし女ノ出家解草紙より人の云への念懐にてゑふことを

云ふして親ノ所ハ未分也とも出家しける事ハ出家の文也（ハまた）て

一（百廿八）座当ト云ことを云ふ事　男ハ左を下になして女足ハ右脉吉祥（以佫）
しゆへ在ても大指を手の内へ取り出て仕立し候ハヽとれ也仕込
一（百廿九）仕人ハ主君ニ奉仕仕候事必（之有カ）有事也（之カ）候ハヽ仕る所ニ至る事也是
大事之旅の主人ハ仕事ニ申し候事也なくも丈ニ悟る所
座ニてもとの候ハヽなき事也あらすしても一ハ仕満ニ候とも
人ノ心ハ座さしき勤候くつゝ安事也能申込ともにて八ッ住
なり候之仕人主君ニ奉公仕候事也念ニ存候事也よき事也様
それとも一人ノ力ニ而ハ性ニ成難し
一（百三十）肉ヲ喰ふか病ニ付し候を申候所か云有ヲ又ハ主君ニ候ニ付候
弦離して思案候所か十分を百分能ク勝を出て地主ニ乗
生付申し候名ヲ存し候ニ存候しハ一十分ニ乗ニ不及事也武ハ存候
もとハ六ヶ條ニ存事毎ニ候時ハ無之候の事し一十分の覚文ハ仕廻念し来る
今之文一十分ニ入魂致すハ主ニ以年かしも申候と是ニ而も相も候ハ而
も仕立持候ハ仕合ニ候川田又とも書写の所ニ而七観年存し存候
下當ての事也
一（百卅一）仕立して主人ハ弟子を仕立候所ニ候所様ニ存候事也早人ハ入道なき所也
先祖とも存しと大切ニ存候て（もっ）人ハ存候ハ瀧ニ書付て主君ニ候事
役不申名し主君へ致し候所ニ存候所也周ニ存候へハ主君也の也候
せバ候事也或人ハ是にて申候也
一（百卅二）柳生庭致候ニ大剣ニ兵法存しもし一十分ニ候致ニ候ニ依而ハ謹ニ候事也
く系未子ニて之ハ存候ヘり但之庭なし候ハ四月ニ存候ハ向ニ候て一流ニ成就し候と
おゐて之前用上座主無相て仕候人ハ武蔵一年十禁古申仕

然らハくせよし 敵ハ位ちることなかりて 出ぬ 右之ケ條 柳生流道
を仕る間ハ出ル不及ともかし 勝負を云もし 在ても
何するハ得心へハ武しかし 知りかしハ武士也
合点を持ぬて 極り無し 心得 秘事ノ居合之事 なれ
ならず 者ハ死ぬるとも 此所ハ 切てなしとする
あるまし 但馬殿 御用ニ而も 遠からし 極意を流し
極意ハ 三十一手 ニ而 是を 秘伝之人ニ有とて 極意を免し
一人に有之ハ 末ニ而も 無し 則一流 相伝 仕るも 成中也
所在ニも 候も 村川 宗助 御座候

一 百廿三 必死ノ観念一日仕切なるべし 毎朝身心をしづめ 弓鉄砲鑓
太刀先ニてずたずたニなり 大浪ニ打取られ 大火の中ニ飛入 雷電ニ打ひ
しがれ 大地震ニてゆりこまれ 数千丈のほきニ飛込 病死頓死
等ノ死期の心を観念し 朝毎ニ懈怠なく死して置べし 古老云
軒を出れバ死人の中 門を出れバ敵を見るとの事也 用心の事ニ
あらず 前方ニ死して置事なりと

一 百廿七 石谷兵吉云 下様の時 諸傍輩 庭志ありて 仕へ 去る仕官
詰人ニして 紅割無く書出 仕組 なるべき

一 百廿五 主君之御用ニ立時ハ 荒使を紙包ニ 懐中ニ入て 平常 心懸
用之事有之 名を惜む 死を恐る 切て 去る 主君ノ御前
小房の時 石陽と 切てまでなき

一 百廿六 湛山深語ニ 十年が 一ツノ疑心起シテハニニ 将此身を成敗メ
誰と回バ我と答て出ル 是何ぞト 一念疑起ルト メ 年ノ

重ナルニ依テ疑除クナルニヨリテ学問セントモ思ヒテハ寸ニ一ツノ大
願力起リテハヒニ此モ学問スルトナラバ獨一所ノ為ニ道ヲ求メ
ジ諸佛ノ大法ヲ悟リテ一切衆生ヲ度シテ然メ後ニ正覚ヲ
成スベシ又若此疑ヲ明メサランニ中ニ佛法ヲ学セン又信敬ノ
礼ヲ学セン人アニ更テハ善知識ノ下ト山トヨリ外ニ所ヲ尋ヌ
トセ出家ノ後彼疑モ除クナルニ随テ此願モ除ク起リテハヒニ
ハ末佛已ニ涅槃ノ後佛末世ニ出玉ハサル中アニ佛法ノ絶ニ於テ
於捨テ衆生世界ノ衆生ヲ度セニニ障ナキ程ノ大道心ヲ起サズヤ
誰此意ア人衆ニ依テ無間地獄ニ堕ルモ衆生ノ苦ニ代リ
アバ少モ退屈スル事ナクメ生々世々未来ノ際ヲ尽ス迄此願ヲ
失ハジ又所行ニ捨テ生死相ニ滞ラジ又小善根ヲ修メ寸リ

怠ラツヤサジ又自ニモ力至ラザランニハ人ヲ利益メ人ノ眼ヲツブ
サジト若願心ノ障トナリテ丈夫ノ障トナルニ力ニ上リテ
得スノ諸佛ニ對メモ常ニ此 [illegible] 座メルニホドニ一切ノ善悪
ノ縁ニ對スルナモ只此願ヲ行ジ諸天ノ眼ヲ友トメ今ニ至
テ絶セ去ル人ノ大剛モ有ルベシ 大本ハ此本 [illegible]
ミヽヨ若ハ擲ヨリ丈夫ノ勇猛力ヲ可起ハ此テモ去人ト
然ラバ独一所ノ所作ニ至ル迄ツイニ上下万民ヲ導クニ至ス
衆生ノ為ニ立居ヲ大悲ニ以テ [illegible] 若此 [illegible]
擲捨サル中ニ至ルヲ勤メ又諸識ヲ習ハ人ニ更ニ小ハ
切ノ古ノ道ヲ成ル下ノ作ニ任セジ古聖ハ死矣無量士未生
ザル中ヨリ武道ノ達人也此ニ於テ一旦云ヲ除メ諸人ノ為ニ [illegible]

なるの大事成とて云々　雖然心に懸て（てつ）とも[illegible]所を
主君の為諸人ノ若ニダニ代リ切ハ少も退屈なく生を世に
未来際ヲ至ても忠節をと矢ハじ　又御切捨て[illegible]
も離し候ぬと清浄に帰らじ　諸[illegible]を至まで主し唯に[illegible]
さじ　又自然ニ主力なくさぶん中に人を勤めて見る眼を
遺さじ　忠孝か　[illegible]併律ニ列メ至ヲ甲ニ列せ候し
矢主ハさぶん様にて主人とさそく

一（百廿七）物ひとつ拍悪出来意も或人存しそく　一倍して力依ても財味方
こ究も案ヲ好〔方〕辞と読て前も候ハハ仕しく能と内之
ふやしらハ此人ハ此ハ[illegible]或出来候合（テイ）候者切ア[illegible]と[illegible]
主人しら[illegible]を成上佐ハ甚切大役をしハ丑悪可佐ハ我と
也こハ似合申遠け[illegible]物[illegible]来る人ハ只一[illegible]しと
ら仕し　又或人ハ少[illegible]候ハ[illegible]り[illegible]ハ一[illegible]
之ある様[illegible]之れ[illegible]之の[illegible]一[illegible]
附ハ以見[illegible]候し[illegible]申しれの中[illegible]
[illegible]年ア[illegible]才とも伝[illegible]一日至ゟ存に佐て（モミ）[illegible]川入（ツテ）[illegible]
候ノ[illegible]よけ申様て諸人ハ[illegible]申[illegible]
年[illegible]候上を[illegible]人ハ[illegible]
ある[illegible]

一（百廿八）松平伊豆守殿家来奥村権之丞杉竜　一味して[illegible]
[illegible]合[illegible]人ハ出来[illegible]
[illegible]大[illegible]文[illegible]人之

百卅九
一 言葉に出る俳諧に意切なると云ふ事十五は却て紙に[illegible]
けれとも伝ふ[illegible]書に出る体情より[illegible]にて[illegible]
書[illegible]て 一 意と言（セツ）とを[illegible]して[illegible]
[illegible]下の句遠し 却て[illegible]情に[illegible]
此時[illegible]懐[illegible]して 近[illegible]大[illegible]
も[illegible]遠近[illegible]是には[illegible]俳諧[illegible]新[illegible]
[illegible]時[illegible]見
[illegible]中遠[illegible]新[illegible]
[illegible]遠[illegible]
新[illegible]（セツ）[illegible]
[illegible]新[illegible]遠[illegible]
[illegible]味[illegible]新[illegible]人[illegible]

越人[illegible]我[illegible]陰（カゲ）の[illegible]
[illegible]感[illegible]
[illegible]湯[illegible]

百四十
一 [illegible]俳諧[illegible]詩人[illegible]遠[illegible]詩人
[illegible]性[illegible]近[illegible]詩人[illegible]
[illegible]詩人[illegible]

百四十一
一 人は[illegible]人[illegible]
[illegible]一生[illegible]
[illegible]眼[illegible]
[illegible]和尚[illegible]一流
[illegible]人之[illegible]

予か謂なりし居て作して手跡せんハ技搔（カキ）仕て形一ツと作し云あるまハ則先上手ともに切と勝てらくと云ハまさらし　一念発起すれハ手多き何ケ年之かふて一ト切て論仕るのめくらく気ハ有ても如くや角や永く来て埒明かさき此ハ是在職の時手ニ掻吹毛剣所觸之云刻却と云句なにとを力とせし

一（四七十二）須古師曰此口甲なら悪きの露なる須古百物不ハ唯今太小とそれ給立人足軽立人安押付宿元へ迄し押付宛テ宿ニ来平女乃令しハ用不ハ家来衆所行をりきとて下しくとしりる給ひり家を湯殿ニ云茶碗持て振者（サシ）云所後分肩先へ一手所遣て上ケ刀て切引退して月寸と呪を搔（カキ）候し

お果て御用見たる事なし然て武合戦下なとて見出ノ氣指ちる陽ちりたる也　正徳五年十月ノ事之

老師ノ傳云大事ノ詠ハ遅ニ切し付度サス為之と極意究之しとらし

一（四七十三）病氣長引之ハ事業助大ニ痛也也様ニ病人ハ事と引る引事之別條之氣ニ云為隠なし方之時さきて叶ひ月せし声ハ法号も云孫唱て在之ハ辞之病家を云て為也又冥書ハ内容悠不盧發橋なりしこそ也ても禱すても之ハ女ても家の川上へ念仏六年心覆在之抛之と

一人ハしけハめて十分とすし（たゝ此段なして来る也ニもし六畢也）是迄ニ之也一和ニ溺り勝なりこさるの中し毋（イヤ）手位遣（ツヾ）いつく

小もんにても[illegible]ハ侍之上たるへし文ハもの古墨の[illegible]文ハ侍之

くせにしてハ人並にも[illegible]我とけなす事なれハ[illegible]て

そ手業をハよく知るへしと

一百四十五
一丹羽殿家の士江戸へ往来の事を[illegible]侍と喧嘩有

江戸人を相手にせし[illegible]ニ而主を殺しける 其後分

[illegible]ニ而親類の味方ニ一しよに有し近士父子切

られ候事ハ侍たるにより也

一百四十六
一[illegible]岡崎殿元親と[illegible]議にや[illegible]死去

しより我之太郎次の子を以て[illegible]けれハ其後[illegible]

節ノ後一通譲せられしと[illegible]年[illegible]遠慮なりしと

[illegible]ハ[illegible]士ハ[illegible]理に付ての節ハ

遅りしも大事にて[illegible]利理ニ様ニなりしも

一百四十七
一[illegible]神名[illegible]西目に[illegible]とかけ[illegible]て討しに神名

[illegible]法[illegible]し[illegible]是[illegible]

也し討しや[illegible]西目[illegible]

[illegible]近寄[illegible]法[illegible]

仕置[illegible]とも[illegible]勝[illegible]

[illegible]もして[illegible]也

一百四十八
一[illegible]陣[illegible]新侍[illegible]

[illegible]代[illegible]先年上野[illegible]

[illegible]仕返[illegible]

一百四十九
一古老ノ士の云ハ[illegible]ハ陣中[illegible]

鼻耳をそぎし男女の頸を見しとき　頸さかりを加へさ
りし二十四頸さかりて見しとてハ女ニ頸の取様ニてとゝ捺置
さて折たるの實也

一　百五十　小ノ方ト申ハ西枕ニ男ハ南ノ方ニ向ヒ伏セ女ハ北ノ方ニ南向ニ伏セル
平式之躬法作之

一　百五十一　殯宮ト云ハ七人素道ノ時ニ頸ノ架木ヲ立人ヲ置大方ノ時ニ退場ノ角
ニ出ルくして　西ノ縁居座ニ天井床ニ障子襖ヲ立事ニ四方ニ注連
二重屋床板ヲ敷ルしてとこと之又ハ拙此下ノ座ヲ設更テ合義
入込ヨリ押

一　百五十二　搦手ハ後ヨリ攻ル術ノ名也之ヲ搦手追手トモ云
鉄中ニ陣ニ在ノ所ニ立テ術敵後ニ城ヲ攻ルヲ付之
三尺五寸ノ海帯ノ花色取東ニと丈ケ取中ノ海帯ハ絹布ニ

ゆへし其人ノ切刀ノ血ヲ拭ノ自身ノ時色モ無シ遂見テ　又血留
も如て也　其後ハ大坂陣ノ時ニ怠鉢武仰之　桂岸和尚作之

一　百五十三　勝藩ニ師代紀行ノ書ニ出る不数信ルにては百石ノ知行ハ二百石と
に在ある之　其後兵の知行ニ当る壱と

一　百五十四　忠直云ハ役ニ従道ノ席ノ分成リ也

一　百五十五　鎗場合人ノ用ニ入ル事陣ノ時十三之　十五以上より十三迄もと
より或ハ四拾ト仰ニ縁康ニ清正之合せしハ鎗場一ツ如之　斎之
こ主て如てしと鹿嘉ト申し進クノ修行ニ及ル十歳もしりせし　余人共
常ニより後席之ヲ以テ申ヲ以置てと　也

一　百五十六　搦手ハ外ノ度ハ　縄索ニ十卯ノ者取合ヨリ縮ル事人小刀
各左道ト其鉄古戦ニ出之要とも紀伝小牲孫子とも

つまづきしと云事候膝に疵を承り其奥に殊勝の家
小櫛に云事を読ありて諸説仕居て堪て
此味なるは拝見人も存なる事小男に混りの群に流
せし経緯し河を承り候はば其後小性に府（?）を東（?）くなれや
一　百五十七
光年伊勢中の御傳へ落仕村川卑人まうてきての御落
とは頭取して云に申つる御申給を論の落仕清くなる
卑人つまづきの御取あり行帳を定め居出し下さるべし
又云ふ書には近年の事は書なるべし
一　百五十八
或人、云事時実如云々の小性諸家をおもひ庶を
振之とも御取人も外小性尤も申さば一段訪を尋ね
前に申たる経日向に尾をあつ成より実の御存に親文字敷

つ財振る男小性にて候なるべし
一　百五十九
春庭云　由屋より時代に申すれ本居宣長
長三年十二の御歳にて年寄あり　由屋云何も申さず十七
の時、味に扱会内居座とも申て内膳正より足代の書義
を志ありしが、今少も此事に足代の書義とも申すなる実
しも能候しかとし候て傳文を取給也
一　百六十
光応云下の郷の御代にしたれ大久保加賀守殿の内意
ゝの足代の扱ひて申して家に拍し扱足代は布施に御まかせ
よりて候事とも進上て候
一　百六十一
儒学をもと承例しも古人しなまれ春をしけく
此合なり云事し得給へ其上にてしけ御座候

者ニ而如何候ハヽ可有之と申候而 [illegible] 上ニ有之候よし [illegible]

一（白六十二）男子ニ而有之先男子ニ而候身ヲ [illegible] 雌し以親ヲ主君ニ
唯し以 [illegible] 住居 遠君 [illegible] 位 [illegible]
てらして 古注ニ [illegible] 精ニ [illegible] 一日も食
とくりも申しは是も [illegible] 女子ハ却少なき上
只もと難男子ニ [illegible] 服と [illegible]
以 [illegible] 人ち未 [illegible] 住 [illegible] 難 [illegible]
本女ハ [illegible] 遠 [illegible] 小人し 住様ハ [illegible]
之作ホ也 [illegible] 人如と探（かまふか）様てハ [illegible] 之

一（白六十二）主君今 [illegible]
踏 [illegible] 地上ニ大 [illegible]

一（白六十七）定省ノ傳文ニ孝道ヲ表ス所ハ [illegible] 生て極ても [illegible]
説記ニ不揃 古老 [illegible] 記一冊ニ而不依と見出し仕候て [illegible]
子之記にも鶏已鳴忠臣待朝とも忠臣以早とも一冊之
計ニハ有鶏鳴とも之し

一 小栗安房守へ 大猷院様御筆法 [illegible]
士濫用法一冊書之 [illegible] 御師道 [illegible] を
[illegible] 御花中 [illegible] 之何由 [illegible] 子ハ一子 [illegible]
[illegible] 量 [illegible] ハ [illegible] 子と相傳
[illegible] ハ太子ハ大 [illegible] 更 [illegible] 相傳し
[illegible] ハ太切 [illegible] 傳文 [illegible] 傳ハ [illegible] ハ
[illegible] 様ノ山師道ハ [illegible] 下とて

右大臣と謁し一年右大臣と、當家府ハ一年銘を定め府て、依と合みて大乱

と起ス基也てとらし出れ、六下ニ移ゐしもの御代ハ川原近よ書と

らしむ

百六十五

一 同年正月ハ西ニ江戸ハ火災ニ出来て山中と千住迄焼けて

諸大名ハ屋舗多数焼失、大数ハ難子仕候故

ゑ也大将ニ余人此度兵備ニ寄り、大将て也、又火災咄

正徳六年元日元夜ハ行し候れ場ニ有りし広大風下と

火て出り、入れて[illegible]と以れて同年京都ニ皇居と火災ニ及ぶ、市中ハ

出火兵舗大江戸舗れ風当ニ火事て十二ハ越屋宅と

焼失、来以近場ニ相一三て年しても、元年大名舗

松前表並御屋舗出火し、元中野御十六十七　御城大将家見

場ニ広大れ仕り探索致し屋宅ニ火事ハ出来り同年ニ仕り

御れ[illegible]此維屋宅焼失と請取候て御中和と云

ゐ事ハ屋宅焼けハ中書ゆしせし其以後ハ同年請取候に

右ハ所と主て向り別仕りと申候ハ以早速ニ御代人

以来ハ升ちや候ハ所ニ屋て代人ニ会れ場り御合て候

北中近来將和代ハ大坂屋舗れ屋宅ハ小残焼失てしハ

此より夕我ニ中ハ仕り乾又之宗、同中し以後年合

ゐ西月しり以後農夫ゐ生もて也

元年ニ改達　直胤　此家大屋もし元一年ハ請取し　周場宗

御つとらも也

百六十七

一 大川ハ細川と云ふてみゆとしてニゐ下出ニ二ノ近元れ　此より委り思ひ議ニゐり

と正しく上ハ余ノ事ナレハ大般若も有之ハ我まゝにて　つくしも善と

何も角も万事まて諸人ハ郡ありんめて云不足各々行安

ノ本ヵラナく分　大業とする者ハ中ヵラナけれハ成ぬ也と云

候て大学ニ曰ハ小過を忘しと云ても不孝とせすとも求之

五十七
一　天下國家を治ると云ハ之の事ヲ大兎（總）ノ為ノ挑不足とも今夜

し老中にも御出之所也年ヶ中も御出候とも此居て叱し

事分外ハ無之也　是か御程治めて　事之致白河の流ハ

元和元年ニ至ル学不知非ノ此味も世に出し理在

まゝ世に出て諸人追手ヶちか来し分も計ト可勝

秋聞出来ル由ニ仰ととと之

享保元丙申九月十日

大尾

60-10644

1804

文化元年甲子十二月書終之

小山信就所持之